

石炭対策特別委員会議録 第十号

昭和三十六年十月二十四日(火曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 有田 喜一君

理事 岡本 茂君 理事 神田 博君

理事 始岡 伊平君 理事 周東 英雄君

理事 中川 俊思君 理事 岡田 利春君

理事 多賀谷 真稔君 理事 松井 政吉君

木村 守江君 蔵内 修治君

白濱 仁吉君 館林 三喜男君

南 好雄君 井手 以誠君

田中 武夫君 滝井 義高君

中村 重光君 渡辺 惣蔵君

伊藤 卯四郎君

出席國務大臣

大蔵大臣 水田 三喜男君

通商産業大臣 佐藤 榮作君

自治大臣 安井 謙君

出席政府委員

通商産業政務次官 森 清君

通商産業事務官 (大臣官房長) 塚本 敏夫君

通商産業事務官 (石炭局長) 今井 博君

通商産業監督官 (鉱山保安局長) 八谷 芳裕君

通商産業事務官 (公益事業局長) 樋口 誠明君

委員外の出席者

大蔵事務官 佐竹 浩君

大蔵官房財務調査官 松井 直行君

大蔵官房財務調査官 岩尾 一君

大蔵事務官 (主計官) 田代 一正君

自治事務官 (財政局財政課長) 松島 五郎君

専門員 越田 清七君

十月二十三日

石炭政策に関する請願(伊藤郷一君紹介)(第七八〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律(内閣提出第二七号)

産炭地域振興臨時措置法案(内閣提出第三〇号)

石炭鉱業安定法案(勝間田清一君外二名提出、衆法第二号)

○有田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興臨時措置法案及び勝間田清一君外二名提出の石炭鉱業安定法案、以上三法案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。

○有田委員長 速記を始めて。
本会議散会後まで休憩いたします。

午前十一時二十一分休憩

午後三時六分開議

○有田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出の石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興臨時措置法案及び勝間田清一君外二名提出の石炭鉱業安定法案、以上三法案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。多賀谷真稔君。

○多賀谷委員 通産大臣並びに大蔵大臣においては、国会開会中で、しかも非常にお忙しい中を、現地の筑豊炭田を視察していただきまして、非常に敬意を表する次第でございます。

そこでまず、大臣として現地視察後どういう所感を持たれたか、また、今後の対策はどういうように進められようとするか、お尋ねいたします。

○佐藤國務大臣 ただいまのお尋ねに對してお答えいたします前に、昨日筑豊地方に参りました際に、大へんに皆様方にお世話になりましたことを一言お礼を申し上げたいと思います。自民党の蔵内さん、また社会党の多賀谷さん、滝井さん、あるいはまた民主社会

党の伊藤さん、お忙しいにもかかわらず、私並びに大蔵大臣の不十分な点等いろいろ補なつていただきました。まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

今回の現地視察は短時間でございま

した、意に満たないものがあるかもしれ

るのでございます。しかしながら、た

だいま一言お礼を申し上げますよう

に、現地の皆様方のお手配によりまし

て、比較的短時間の間に要領よく現地

の視察ができた、かように私感じてお

ります。同時にまた、午後の時間は大部

分、産炭地の三県知事、あるいはまた

経営者の団体、あるいはまた組合の幹

部の方々、それぞれ別々の会合を持

ち、また、ただいま問題になっており

ます大正鑛業につきましても、経営者

並びに組合の諸君と席を同じくして、

大正鑛業の実情等について詳しくお話

を聞きました。それから後に総合の協

議会を持ちまして、その間におきまし

ても、時間はまことに短時間でありま

したが、皆様方の御意見、御要望等を

伺うことができてまして、大へんしあ

わせたと思ひます。もちろん出かけて

前に、すでに東京におきまして、総評

や炭労や全炭鉱、あるいはまた炭鉱職

員組合の方、それぞれ別々にお話も聞

いておりますし、また経営者の方々か

らも、中小あるいは大手それぞれ

筋からお話を聞いておりますし、また

書類等もいただいておりますので、大

体の点ははかもあるだろう、かように

考えて現地に参りました。しかしなが

ら、やはり百聞は一見にしかずとでも

申しますか、現地に参りますと、現

地がかなり出しておる雰囲気等から申

しまして、また別なものも感得するわ

けでございます。そうした結果、何と

申しまして、一日も早く基幹産業で

ある石炭産業をして安定産業たらしめ

る、これはもう絶対に必要なことだ、

いわゆる恒久対策として指摘しており

ます、安定産業たらしめるあらゆる具

体方策、これは一そう熱意を持ってこ

の大事業と取り組まなければならな

い、かように決意をいたしました。同

時にまた、今日現地において当面して

おる、また、社会問題にまで発展しよ

うとしておる事態に對しましても緊急

措置を講じなければならぬ、かよう

に強く、深く感得した次第であります。

恒久対策の問題につきましても、ま

た機会をあらためて種々工夫を練って

いきたい、かように考えますが、今日

速急に緊急措置を取らなければならぬ

ものは、いずれもが石炭産業の特殊

性にかんがみての問題でございます。

一つは、最近の金融引き締めによつ

て石炭産業がこうなつてゐる金融の問

題であります。この点につきまして

は、出かけてます前に、中小炭鉱向けに

ついて十五億の別ワタを設けて、そう

して中小炭鉱向けの金融の円滑をはか

る、こういう処置をとつたのでありま

して、すでに発表いたしました通りで

あります。しかし、今回参りましたとい

うお話を伺いますと、この十五億の金

額は私は少額とは思ひませんが、御要

望等の点と比べますと相当の開きのあ

るもので、また、在来金融の仕方

であります。この十五億すら消化とい

うか、金融措置が実際にできにくい

のじゃないか、こういう点を感じたわ

けであります。今回の十五億につい

て

第二類第四号

石炭対策特別委員会議録第十号 昭和三十六年十月二十四日

ては、伊勢湾台風の際にとりましたと同じような金融措置を緩和した点でこの融資あつせんもするつもりでござい

ますけれども、この点を一そう通産局のあつせん班をして徹底さす、こういうことを実は指示いたして参りました。またこの点では、中小炭鉱の経営者との協議会におきまして、具体的な事務処理の方法など詳細にお話をいたしておきましてから、おそらくこの十五億はうまく融資ができればいいか、また、ぜひともそうさせたいものだと思ひます。同時にまた、融資額は、ひとりこの十五億の長期資金の貸付のみならず、今日当面しておられる商業手形の割引等につきましても相談に應ずる、こういうことで、この点をよく説明して参つたのであります。また、大蔵大臣とも相談をいたしまして、この金額でとりあえずこの処置をとるが、今後の融資の実情等にかんがみて、さらに将来重ねて手を打つていくことを決意いたしておるわけであり

ます。また、これはひとり中小炭鉱のみならず、大手筋もすでに金融の面においては非常に苦しんでおる時代でござい

ますから、本日の閣議におきまして、昨日の視察の結果を詳細に報告すると同時に、この大手に対しまして金融の面で、石炭産業の特殊性にかんがみ、特に日銀並びに地方銀行が配慮するよう、大蔵省から通牒を出させることにいたしました。この方は金額が幾らというような問題ではなくて、金融の円滑化に金融機関自身が十分注意いたしておいた次第であります。また、金融の実態面から実情に合わない点がございますれば、さらに私どもも具体的に金融をつけるべく処置する考えでございます。

もう一つは、離職者対策の問題であります。簡単に離職者対策と申します

が、いわゆる生活保護を受けておられる階層の方々並びに現在なお炭住に住んでおられる離職者に対する対策の問題であります。現地にございましては、失業対策あるいは臨時就労対策その他の名目によりまして、いろいろこれらの方々に職場を与えるような努力を払っておられるやに伺つたのであります。ことに知事並びに市町村長の方々の手をお話など伺ひますと、そういう手をおそれとっておられるやに伺ひました。もちろん、これもある程度の効果を上げておることとは思ひます。しかしながら、もともと多数の失業者を出したり、あるいは生活保護者を出しておるような市町村は、市町村の財政自体もまたことに窮迫しておる次第でございまして、この処置についてはお欠けるものがあるように見受けたのであります。ことに、最近休廃止した山は別といたしまして、三十一年当初に整理されました山、その炭住、それは一切修理もされず、そのままに放置され、そこに人が住んでおるわけにござい

ますから、住居そのものもまたことにおさまつてあり、それは惨たんたるものであります。これはお話を聞いたというだけの者には、なかなか想像がつかない。私も現地に参つて見て、初めてその実態に触れた感じがしたのであります。この生活の実態に触れた際に、この離職者対策につき、その住居を初めあらゆる面において、さらにさらに内容を充実しなければなら

ない、これを強く感じた次第であります。す。政府といたしまして、離職者の問題は、いわゆる臨時に、應急的に仕事を与える失業対策というような事業もござい

ますけれども、やはり離職者としては本格的に永続的な職場を見つ

けるということ、これは絶対に必要だ、かように考えます。そういう意味で労働省が、広域にわたつての職業あつせんという点、これをする必要を痛切に感じた次第であります。ことに福岡、長崎、佐賀と三県とも、伺つてみますと、炭鉱労働者の半分に近い人は大体その県の人のようでありま

す。残り半分、これが県外から来ておられる方々にお見受けいたします。従ひまして、この再就職という問題については、それらの点をも勘案し、また、一たん山に入つた方々は心から山を愛し、その土地を去ることに

なかなかな踏み切れない、だから、甲の山で失職しても乙の山に転職するといふような場合があつて、なかなか恒久的な職場を見つけれない、こういうこともあるやうでござい

ますから、住居の問題であります。また、住宅自体の問題で、今ある炭住は事業団の所有に帰してあると思ひます。事業団といたしましては、家賃も取りませんが、同時に、修理もできない状況でござい

ます。従ひまして、他に転居される、こういう場合がない限り、あの炭住はつぶれていかないうだらう、住む限りにおいては、また、現地においては仕事が見つかる限りにおいては、とにかく一応住める程度にはこれを修理しなければならぬ。雨が漏るまま、月の光が漏るままにほつておくわけにいかぬ。これは強く

ない点が多い、そうして水も少ない、
こういう立地条件必ずしもよくないとい
う状態である。そこで、財政は市町
村、県にゆだねておくわけにいかない
情勢にあり、また立地条件必ずしもよ
くないということになると、国としての
積極的な政策が必要であり、それが
ためには施行主体というものをほっき
りする必要があるのでないか。これ
は日本でも、すでに東北開発につきま
しては、御存じのように、戦争中から
東北興業株式会社というのがありまし
て、あのほうばくたる広い地域で仕事
をしておるのですから、かなり成果を
上げておるとはいえないわけですが、
しかし、とにかく戦争中から今日まで
二十幾つの工場をみずから経営をし、
九十余の会社に投資をしている。そう
して、あの広い地域ですから、目立つ
ものはありませんけれども、そういう
たものがある筑豊地方とか、あるいは
佐賀県内に集中的に持っていくなら
ば、この方法も効果を上げないとは決
して言えない。また、日本の現行法制
の中に、御存じのように、日本合成ゴ
ム株式会社というのがあります、と
にかく天然ゴムに対して現在のキャバ
ンデー、量では競争できないけれど
も、これは育成すればかなり競争がで
き得る。そうして、政府みずから投資
をしておるわけであり、これはや
がてペイするようになれば、企業が一
人立ちするようになれば株をその会社
に買わず、こういうような方法で現在
やられておるわけです。現在でも一産
業についてはそういう方法があり、地
域についてはそういう方法があるわけ
でありますから、一体、産炭地域振興
公団あるいは事業団でも設けて積極的

におやりになる意思があるかどうか、
今度の国会でその法案が出されるかど
うか、これをお聞かせ願いたい。

○佐藤内閣大臣 たいだい御指摘にな
りました点でございますが、今御審議
をいただいております法案は、今から
考えますといろいろ不備な点もあるや
らに見受けられます。また、実情に即する面
から申せば、さらに一歩進める必要あ
り、かようにも思います。この法律案
を出しました際に大蔵当局等とも話し
合った程度のものでございまして、予
算的措置は積極的にはまだついておら
ない。しかし、米年度予算の要求等に
おきましては、ぜひとも事業主体など
も考えたい、かように考えております。

問題の、今回も参りまして——筑豊の
中心直方に参りますと、これは機械工
業の地である。機械工業はなかなか盛
んなところである。中小企業が多い。
しかし、肝心の事業相手である炭鉱自
身が不振で、その機械工業も困る、こ
ういふ話である。しかしながら、もう
かねてからここに中小企業の団地を形
成しようという計画が一面進んでおり
ますので、これはいわゆる振興法とは
別な法律ではございまして、い
ずれ団地形成の方向で進めて参りたい
と思ひます。ただいまお話しになりま
すように、工場誘致をするにしても、
あるいは炭鉱地帯を整理したいしま
しても、その立地条件を整備しない
と、なかなか工場などできるものでは
ございません。今言われるように土地
が狭い、水が不足だ、この二つがいつ
も工場誘致の場合にネックになるの
でございます。しかしながら、今回の視
察でちょっと見たところであり、一
瀬にいたしまして、あるいは

直方地区にいたしまして、田川地区
にいたしまして、積極的に事業を起
こそうとすれば、必ずしも至難という
か、そう克服できないような条件下に
あるとは私は思いません。従いまし
て、さらに積極的な意図を持って変
わった事業を起すこと、これはもう
絶対に必要だ、かように考えて参りま
す、事業の主体である事業団の形成
ということ、これは必要なことだろ
うと思ひます。そういう意味で、私ども
米年度予算におきましてはこれが要求
をするという心組みで、今日まで参っ
ております。だから、そういう点も時
期的にややおくれておりました、ある
いは御審議なさる方から見れば、一日
でも早くそういうものに着手したい、
この国会ではそういうところまでな
進めないのであるというおしかりを受
けかねると思ひますけれども、ただいま
備いたしましたものは米年度予算で
いう感じでありまして、御了承をいた
だきたいと思ひます。

○多賀谷委員 私は現在の日本の雇用
問題には二つあると思ひます。一
つは御存じのように、若い労働力は足
らないけれども、中年の労働力は
余っており、こういう問題。もう一つ
のネックは、地域格差が非常にある。
労働力は地域偏在をしておる。こうい
う点で、私はこの二つのネックを除くこ
とは、全体的に非常に失業者が多い時
代と違つて、政府の政策よろしきを得
ればできるのではないか、こう思つた
のです。このことは、第二次大戦後の失
業問題というのは、地域的に過剰労働
力をどう処理するかという問題である
といわれて、御存じのように、英国では

工場配置法ができました。またアメリ
カのような、今は非常に失業者が多い
わけですが、一時非常に失業者
が少なかった時代でも、やはり軍需工
場が倒れたとか、あるいは炭産物が資
源が枯渇したとか、あるいは炭産地帯
であるとか、繊維工場がいわゆる縮か
ら合成化学になったというようなこと
は、やはり同じような地域的な労働
力過剰地帯を示しておる。そこで不況
地域再開発法という法律を作つて、
今、ああいう資本主義の、自由主義の
国でもやっておるわけです。そうして
そういう地域には官公需、ことに国防省
等の官公需を多く発注するというよう
なこともやっておるわけですが、どう
も日本でも今までおきなりになってお
つた。こういうことで非常に残念に思
うわけですが、最近地域開発という問題
が起つたのです。しかし産炭地の問
題は、私は、東北や北海道あるいは九
州の果てのように比較的労働力が過剰
で現在困つておるといふ地域と違つ
て、非常に急迫した問題だと思つたの
です。未開発地域の開発よりも、すで
に開発されておる、そして人間は余つ
ておるけれども、その人間が失業者にな
るといふ状態のところの方が、緊急を
要すると思つたのです。今日出されてお
りますこの産炭地域振興臨時措置法案
というのは、例の低開発地域振興法と
内容があまり変わらないのです。一部
においてはそれよりも劣つておつた点
があつて、われわれ直したわけでは
ありません、まことに政府としては
これは大臣がおかたりになつたわけ
で、あまり責めるわけにはいきません
けれども、しかし池田内閣の時代です
から、当然責任があると思ひますけれ

ども、どうも熱意が足りないのじや
ないかと思ふ。最近大臣見て帰られて非
常に熱意を燃やしておられますから、
この際多くの言明を得たい、こう欲
ばつて質問するわけですが……
それで、第一には、政府みずから水
の問題とそれから土地の問題は解決し
てやるべきではないか。第二の問題
は、資金の問題で一般の商業ベースに
はなかなか乗らない問題があるから、
むしろ投資会社的なものを作る必要が
あるのではないか。これは現在フラン
スで行なつております。フランスで
は、結局炭産地帯でだんだん疲弊して
いく地帯におきましては、御存じのよ
うに、パリに集まつております工場を
分散させようという計画の中に乗つて
どんでん金がかかる場合に、市中
銀行からの金融がなかなかうまくい
かない、あるいは金利が高いという場
合には、特別の措置をしてやっておる
のです。すなわち、それは政府が株を
持つわけですね。そうしてその会社は、五
年間なら五年間、要するに政府のた
だの金を使うわけですから、やがてペイ
するようになりまして、その株をその
会社に買わすという方法をやってお
る。これは日本の合成ゴム株式会社と
同じ方法です。これを地域的にやつて
おるといふのが違つておるが、そう
ではないか、こういうように考えるわ
けですが、大臣の構想の産炭地域振興
事業団にはそういう構想があるかど
うか、投資的な考え方があるかどうか
聞かせ願ひたい。

○佐藤内閣大臣 たいだいのところは
一応土地を作るといいますか、これを

第一に事業団の仕事にしたらどうか、そういうことで考えております。しこうして今言われるような融資、そういうことまで考えておるかと言われますと、ただいまはまだそこまで考えておりません。これは正直に申し上げるのでも、やらないというわけじゃないと、まだそこまで考えが進んでおらないというのを申すのですが、今までのいろいろ交渉いたしておりますと、税の問題で何か優遇措置がとれば工場が来やすいんじゃないかということが、まずいわれております。この免税措置はもう不可能だと思ひますが、今御指摘になりますように、問題はやはり資金の裏づけがないと、現実にはなかなか工場は来ないんじゃないのか。だから、やはりここに特定の資金を確保する。その場合に、これは低利であることがもちろん必要でございますから、そういう意味では政府資金を確保する機関がどうしても必要になってくるんじゃないか、かように思ひます。まだ十分構想も練れておらないに申し上げますことは、一面、私がためらふを言つたということになつても恐縮にも思ひますし、言質をとられたというか、そういう意味で、実現しないと私自身の責任でもございまして、その必要性はございまして具体的にそこまで行つていないということに正直に申し上げる次第でございます。今回ずっと視察に参つていろいろ感じますことは、直方に機械工業の団地を作る、これなどはすぐ考えられることでありますし、あるいはまた、あれだけ石灰石の山がありますから、ここにセメント工場が興ることも、これまた必要であり、考えられることじや

ないか、かようにも思ひます。石灰石を出して別な場所でもセメントを作るまでもなく、石灰山のそばでセメントを作ることは望ましいのじゃないか、かようにも考えます。あるいはまた、中高年層の方々と、力の作業もさることながら、やはり力よりも技術本位の事業などに向くだろうと思ひますし、いろいろ工夫すれば工夫の余地があるだろう。そういう場合に特別金融措置ができれば、今までのところでは、あるいは開発銀行の資金で特別に確保するとかいう程度のもので考えておりますが、事業団自身がそこまで考える必要があるかどうか、その辺は研究の問題として残して置いていただきたいと思ひます。御指摘になりました点は、いずれの形にしろ、とにかく金融をつけることを考えなければならぬことはよくわかります。

○多賀谷委員 この法律の第十条の「政府は、実施計画の円滑な実施を図るため、実施計画に基づいて、鉱工業等を営む者に対し、技術的な助言、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。」この「必要な資金の確保」というのも、私たちが修正をしてやつたこの前の委員会でも入れてもらったような工合なのです。しかも「助言」より前に書いてくれと言つたけれども、うしろにやつとくつつけたというようにきわめて消極的なわけですね。これで一体できるかどうか。私は、政府みずから株を持ちなさいと言わなければいけません。しかしこの十條程度のことで、とて大蔵省は金を出しませんよ。この事業団というものを地方公共団体あるいは住民が望むのは、私は土地の造成ぐらいじゃないかと思うのです。土地は案

外あるのです。炭鉱がやまつた跡なんか、すでに大きな土地があつておる。ですから、土地の造成は、ブルドーザーを一台借りてきて、さあとならせば簡単にできる。事業団は仕事をすることがないくらい早く、簡単にできますよ、土地の造成くらいは。ものすごい山をくずすわけじゃない、すでに炭鉱があつて事務所が建ておつたところをならせばいいのですから、仕事はなくなつて、もう二、三カ月もすれば閉店休業になります。私は、少なくとも事業団の構想があるならば、もう少し幅広い事業を考えられてしかるべきではないかと思ふ。ですから、まず、みずからどういふ仕事をやるか、これはモデル工業を自分でやつてもいいし、みずから東北開発のようにある仕事をやつてもいい。あるいは投資会社になつてもいいし、また、金融をつけてやつてもいい。何らかもう少し大きな構想でいかないと、佐藤構想ともあろうものが、みみっちい土地のことくらいではとてもお話にならないと思ふのです。

○佐藤國務大臣 今の段階は、在来からいろいろ検討しておるそのお話をしておるわけでございます。今事務局がいろいろ説明しているところを聞きまして、振興事業団は金の貸付もできるよにするとつていふようにございします。これも、そういう意味に予算を要求しておるということでございますが、あるいは、この程度ではなかなか予算はくれないかわからないし、そこらにまだ折衝上残つておる問題があるかと思ひます。また、ただいまいろいろお話しになりましたことは、よく私も理解できますから、もう少し構想を固めた上でお話をしようにさせていただきますと思ひます。

○多賀谷委員 この問題は、石炭政策の全体を考へて、少なくとも閣僚ベースで話をされぬと、事務局が、これは今までの例がありませんでしたんといふことでは、とても私は緊急の間に合わないと思ふのです。大蔵省の主計官はそれを仕事としてつとめておるのだけれど、これは今までの例がなかったとか、あるいは、炭鉱労働者のことだけやるのはどうもおかしいなといふことを言つておるから、御存じのように、昭和三十一年から首を切られた人がいまだにあそこに停滞しておる、こういうことになつておる。そのことは、国としても非常に損です。私はこの前労働大臣にもお話ししたのですが、とにかく労働省が要求しております緊急就労対策事業といふのは、人件費、事業費全部含めて千五百円です。一人当たり千五百円といふことになると、三百日といふと四十五万円です。一人ざつと五十万円要するのです。そうすると、一人一年間に五十万円という金、これは半永久的に続くわけですから、それだけの金を思ひ切つて一時に出すならば、相当の政策ができるし、また今までできておらなければならぬ、私はこう考へるわけですね。しかし、幸いにこのたびは四大臣とも現地にいかれるといふことですから、私はかなり大きなことを期待しておるわけですね。

それで、次に私は質問をしたいと思ひますことは、もう少し政府として官公需品の発注について考慮されたらどうかと思ふ。これは中小企業対策でもよくいわれたわけですね。政府のあれ

所管は通産大臣になります。あなたは国鉄におられた関係もあるし、大蔵大臣をされた関係もあるし、繊維は通産省の内部の問題です。どうですか。

○佐藤国務大臣 今御指摘になりましたようなことは、別に所管争いする必要はないように思いますし、いいことはそれぞれ進めてしかるべきだと思いますが、ただいま御指摘のように、九州にはないと思います。あるいは一部きわめて小さな、何とか小修理をやっておく程度のものであればいいと思います。しかし、縫工というようなものはどこでどういうようにしておるか実情をよく知りませんが、九州にはないように思いますので、そういうことが考えられるかどうか、国鉄に始めてみてもいいことだと思います。これは一つ私が始めてみましょう。

○多賀谷委員 しかし、私は、将来あの地域の基幹産業となるべきものは、やはり機械工業ではないかと思う。それは、水が非常に不足しているということがある。そこで筑豊でいいますと、近くに八幡製鉄所がある、あるいは北海道でも室蘭の製鉄所があるというように、今までどちらかといえば石炭地域にかなり製鉄工場があるわけです。最近では御存じのように臨海地帯、消費地に製鉄工場が移っており、消費地、あるいはそこで機械工業の育成を今のうちにしておかぬと、若い労働力がなくなってしまう。若い労働力がなくなると、もうあすこの産業は壊滅し、一番困るのは、炭鉱離職者も困りますけれども、中小商工業者です。農村の人々だって困る。町全体が極貧層になるということですから、今若い労働力がまだかなりおるうち

に、機械工業の振興を政府が重点政策としておやりになったかどうか。しかも芽はあると思う。現在各地において、御存じのように、現実に直方まではあれだけの機械工業があるし、また、飯塚に入ってから幸袋工作所とか、あるいは筑豊機械というものがあつた。育成する必要があるのではないかと。これは何といいますが、政府の力がかなり大きなウェイトを占めるのではないかと。この点について具体的に聞かせ願いたい。

○佐藤国務大臣 九州、しかも北九州だけつかまえてみますと、海岸地帯、北部五大都市付近の繁栄、これは私が指摘するまでもなく、人口に増大しておるところだらうと思います。今回も出かけてみまして私が意外に思ったことは、私が知っておる時分から見て非常に変わつておると思うのは、古賀、赤間、福岡、香椎、あの一帯です。昔の松林に、りっぱな工場がどんだんできつあつた。機械工業がどんだんの付近に新興しつあつた。それにもかかわらず、産炭地帯が取り残されておる。しかも今申し上げたような古賀とか、あるいは香椎付近がそれでは非常に恵まれておるかという、そのうちでもないですね。これはどういうわけであらうかということになったのか、そういうことを考えてみますと、自治体自身もそういうことについてもう少し積極性を持ち、また、お互いがそういう意味で便宜をはかつていくなら、福岡県に工業が興つてしかるべきだ、かように思います。私は、税制その他の点で特別な配慮が払われ、ある

いは交通が整備されるとか、こういうことになって参りますと、直方、飯塚を中心としての筑豊地帯が、そう経済的にも立ちおくれた場所だとは言えないと思う。だから、最初から石炭にたよつておられますけれども、石炭だけでなく、新しいものの工夫の余地が十分ある。また、ただいま御指摘になりました幸袋工作所などは非常に歴史を持ち、いいものである。そして、りっぱな製品を作つておるのでございませう。だから、これは今後の先覚者の警鐘打によって、私は必ずそういう時代がくるだらう、そういう意味から申しましても、産炭地帯振興ということ

を積極的に呼びかけ、産炭地帯振興のムードを作ることが、もう絶対に必要だと思ふ。そういうことをやって参りますと、地方には向きのものが必ず出てくると思ふ。今のような状態ではいろいろあげておられるように、あるいは果樹園芸をやるようにしろ、あるいは観光地を作れとかいうような、本筋の問題でなしに、産業の近代化でなしに、逆行するようなことになるのではないかと思ふ。私は遠賀川の川筋などを見まして、これはもちろん放牧なども適する、酪農もけっこうだと思ふ。また、あの小さな松のほえておる山々が果樹園になることもけっこうだと思ふ。それは、自然にほつておいてもそれぞれの道が開けてくると思ふ。しかし、積極的に工業都市を築豊に誘致するのだという意気込みが、絶対に必要だらう。そういうようにして参りますと、中身は不十分にして、ムードを作ることにおいて

は、産炭地域振興法というものはそういう意味の効果は十分ある、そういう意味で、これはぜひとも作りたい。それは、今申し上げる通りに、同じ福岡県下で、山一つ越した向こう側に新しい工業がどんだんできつあつたのを見て、私、実は非常に意を強うしたわけなんです。一つよろしくお願いいたします。

○多賀谷委員 どうもムードでは私企業は興りませんよ。ムードでは政治家は一生懸命になるかもしれないけれども、私企業は来ない。問題はそこなんです。ですから、私は、やはりその現業団じゃないか。事業団で機械工場あたりの投資をするなり、何らかの投資をする必要があるのじゃないか、こういうことを聞いておるわけです。

さらに、もう一つ問題は、大臣、労働者の方から陳情があつたと思ふ。産炭地帯振興というものは石炭の振興だと、こういうことを言われる。これは私は理由があるし、よくわかると思ふ。そこで、現在の労働者は、私は率直に言つて、離職者になつた場合、すぐ機械工業に向かうかというところ、なかなかそこにギャップがあるだらうと思ふ。行く人もあるだらうけれども、行けない人もある。ところが、これらの人々は長い間炭鉱にいたので、どうしても産炭地帯振興のこと、それから、第一には新鉱開発である。それから北海道においては、先般炭原石炭協会会長が見えまして、北海道で年産百万トン出炭できるような鉱区が四つある、自分の会社だけでも二つある、政府がやられるならば、いつでも

それを提供いたします。こういう話が一日々ここであつたわけです。そこで、問題は金です。資金繰りの問題です。そうして、はたして今新鉱開発をして、新しい鉱区を開発する、なかなか問題なんです。今ある炭鉱が、二百数十億で新鉱開発をして、これは原料炭で非常にいい。将来二百数十億の規模になるといわれておりますけれども、十年くらいかかるわけなんです。よくいったら三年くらいでしよう。そうすると、かなり資金は寝るわけです。そして、ずっと合理化ができて四千円としまして、年間八十億円で、二百数十億投資をして、八十億円で売金で、銀行に預けておいた方がいい。だから、問題は、ここじゃないかと思ふ。私をして言わしめるならば、今の石炭業界というものは、新鉱開発はサボつておるとしか思えないのです。あれだけの鉱区を持って、どうして遅々として開発が進まないのだから、こういうように私たちは疑問を持たざるを得ない。そうして、五千五百百万トンでもやむを得ません。こういうのは、結局新しい鉱区の開発の意欲がない。意欲がないのは、資金もないけれども、ペイしない、こういう状態になつておるわけです。そこで今の離職者をほんとうに吸収して、炭鉱で安定職場を見つつけるといふならば、単に整理をして、買い上げてつづけてしまふだけでは意味がないのでは

ないか、そういう人々は、むしろ新鉱開発をして、そこに安定した職場を見

出したらよいのではないか、こういうように思うわけです。これはかなり根本的な問題になると思いますけれども、今新鉱開発をしてベイスするかどうか、一体、大臣はどういうふうにお考えですか。

○佐藤國務大臣 今新鉱開発のお話がでております。また、縦坑は絶対に必要だ、こういうことでございます。で、三井の伊加利坑を私も見学したわけでありまして。これなども、大体七百メートルの深いものでありますが、あれの建設資金が大体三十億から三十五億くらいかかる、三十三億幾らかかった、かように伺っております。もうすでに四キロ近くも先に出かけて掘る、こうなりますと、だんだん能率が下がってくる。やはり炭層に直接縦坑を掘って生産を上げるように工夫をしなければならぬと思います。ところが、なかなか金がかかる。これはおそろしく、今三十億幾らかかっておるものが、今後機械や何かが国産になれば順次もう少し安くできるようなものではないか。これはもう縦坑は絶対に必要であり、また、坑口と切羽との関係もできるだけ近くしなければ能率は悪いのでありますから、そういうことが今後の問題だと思ふ。そこで、なかなか資本を投じて縦坑を作ることには困難だということで、政府は近代化資金助成制度を設け、縦坑を奨励しておるわけでありまして。この方法は一そうその内容を充実する必要があるのではないかと、こういうことをあの山に入りまして痛切に感じた。だから、今御指摘の通りに、かかっておりますそれらのものを全部やりまして——全部その私企業の負担においてやられるとすると、

日本の炭鉱などではなかなかベイス状況にいかない。やはり政府がある程度の資金的な援助を当然しなければいかぬ、かように実は考えておりまして、今御指摘の通りの事柄を痛感しておるような次第であります。

○多賀谷委員 縦坑も、今建設中のものは、ほとんど既開の地域の縦坑なんです。斜坑を縦坑にするという方式です。私の言っておるのは、むしろ新鉱開発が必要ではないか、こう言っておるのです。とにかく二百億トンもあるといっておるし、国内エネルギーとして重要であるといっておる。買いつぶすとすれば、新しい職場という点もあるでしょう、国内エネルギーという面もあるでしょう。しかし、とにかく、年産一トン出すためには、一万円から一万二千円の資金が要るわけなんです。ですから、その点、一体どういうふうにお考えであるか、こういうことを聞いておるわけです。

○佐藤國務大臣 原料炭を主体にして、新鉱の開発をするつもりでございます。また、ただいま御指摘のように、未開の鉱区については、これは積極性を持ってしかるべきだ。その場合には、ただいま言うように原料炭を中心にしてやっていきたい、かように思ひます。

○多賀谷委員 大臣がやっていきたいと言われても、相手がやらぬ場合はどうにもならぬのです。未開炭山の開発なんて合理化法に書いて、この前えらく積極的に、昭和五十年には七千五百万トンにしようなどと意気込んでやったのですが、その後五千五百万トンになって、ずっとしりつぽみになってわけです。法律もちゃんとできてお

るのです。しかしさっぱり進まない。進まないのはやはり問題は、新しい炭鉱はベイスしないところにあるのですよ。そんな金があるなら、不動産会社を作ったり、観光に手を出したりした方がいいというのが現状ですよ。ですからむしろ今こういうことを言われておるのです。炭鉱会社はどうにもならぬから、炭鉱会社に別金を出してはかの仕事させて、炭鉱の赤字を埋めてやった方がいいじゃないかというのを言う人すらある。これはゆゆしき問題です。すでに炭鉱会社が、そういう方向でみずからやっておるのですよ。

○佐藤國務大臣 それはゆゆしき問題以上の問題です。冒頭に申しますように、基幹産業である石炭産業を安定産業たらしめる、それについての努力、これは今後の問題だと思ひます。ただいま御指摘のような点がこれから取り上げられなければならない問題である、かように私も理解しております。幸いにして業界自身も国に差し上げてよろしいとまで言っている。國に差し上げるまでもなく、自分たちで開発すればよろしい。ただいま事務官の話を聞きますと、開発したい地区として大体八地区ばかり計画を持っていてということでございます。計画はあるという以上、これに対する開発資金の確保ということに当然手を下していかねばならぬ。そういうことができていないから、ただいまのようなおしかりを受けるのだと思ひます。十分注意して参りたいと思ひます。

○多賀谷委員 この問題は、根本問題と関連をして十分われわれも検討いたしますし、政府においても検討していただ

きたいと思ふ。それから、根本的な問題にして、しかも緊急を要する問題があるのです。それは流通機構の問題です。とにかくこの冬場は石炭は高くなりますよ。というのは、一般の家庭用炭が高くなるという意味です。この前、岡田君がちょっと質問しておりましたが、そういう情勢にあるわけですね。そして私は、石炭に対する一般国民の不信感というものは非常なものである。第一、われわれの家庭へ届けられて、これは一トンといつても、えらい少ないなと思ふときがある。不景気のときには、一トンというのは案外多いなという感じを受ける。われわれみたいに石炭で少し飯を食った者でも、カロリがわからぬわけですよ。同じ値段でも、いいカロリーのものと、えらい燃えない場合とがある。ですから、今炭鉱は非常に不況だといながら、ことの冬、北海道の暖房用炭が値上げしてござらんない、大へんなことになる。もうすでに一般炭が足らないという状態になっているのですよ。今、炭労の諸君が家庭的に非常に生活が苦しい中から、三千数百円を出して上京している。そして今、炭鉱労働者に同情が湧いているのです。何とかしなければならぬという状態になっている。ところが、石炭の値段が上がってござらんない。これは、労使とも国民から反感を持たれますよ。今の闘争が共感を呼ばない。ですから、石炭の値段がすでに山元においては三千数百円あるいは四千円であるのが、東京において一万二、三千円になっているという事実をわれわれは知るわけですから、これは何らか処置をしておか

なければ、一般流通機構の根本的な整備の問題よりも前に、この冬場の石炭に対する非常な不信感が起こるんじゃないかと思ふのですが、これに対する対策をお聞かせ願ひたい。

○佐藤國務大臣 ただいままで、あるいは銘柄の整理であるとか、あるいは流通機構の簡素化だとか、あるいは負担の軽減だとか、いろいろ工夫しております。そういう意味では、まず積み出しあるいは荷揚げの機械設備その他というような、公共的というか、共同で使用するものに実は重点が置かれております。ただいま御指摘のように、山で掘り出した石炭が数人の商人の手を経て小売として家庭に届けられる、その機構そのものは、実は今まであまり手が染められておらない。その結果、山元の値段と東京における炭の値段との間に非常な開きがある、こういうことになっておると思ひます。この点を将来いかにしたらいいか。私どもからすれば、これは炭鉱経営者自身がみずからの利益を擁護する意味から、共同販売機構を持つてしかるべきじゃないか、こういう感じがします。しかしながら、今の、銘柄の整理もできず、その上、粉から塊までもある石炭のあり方等から見まして、なかなか共同販売組織というものは困難ではないか、そういうことが現状のように推移してきているんじゃないかと思ひます。しかし大手の筋でございますと、これは生産者からあまり中間の機関を経ないで直ちに売られるというふうな処置もあるだろうと思ひますので、今後の問題としては、中間の扱い人というものが不都合だとは申しませんが、中間の扱い機関がある限りだんだん値

段が高くなる、こういう結果だろうと思ひます。これらを今後一つ業界ともよく相談をして、あり方を工夫してみたいものだ、かように思ひます。私自身しろとでございましてしばしば感じますことは、今御指摘の通りでありまして、私のうちもまだガスでなしに、石炭を使つておるのですが、石炭がだんだん高くなる、一体これはどういふことだ、みんな山では安い安いと言つておるのに、自分のところは一万三千門、これは一体どうするのだ、こういうことを実は感じておるわけですが、今の流通機構をそこまで整理するところまでなかなか手が回つていないというのが実情でございます。

○多賀谷委員 私は流通機構そのものの解決が根本問題だと思ひますが、その前に、とにかく石炭のカラーがわからぬ。それから、目方をはかるわけにいかぬでしょう。この冬が私はやはり大事だと思ふのです。私たちが政策を立案し推進する上において、この冬に石炭に対する不信感を与えないことは非常に重要なこととす。ですから、電気ならば電気用品取締法なんか出て電気器具の悪いのを検査するとかいうように、何か一般の国民に量と質でござましがきかないのだというような指導が法律化できないものか。流通機構全般をやるといふことは、これは根本問題ですから、いずれ近くわれわれやらなければならぬのですが、その最終製品があんなにでたらめに売られていいものか。検査もなく取り締まりもできないなんというところは、どうもおかしいですね。油を見てごらんさない、電気を見てごらんさない、これはござましがいいです。

○佐藤國務大臣 これは専門家によく聞かなければならぬのですが、その銘柄というものがたくさんあつて違つてゐる。これはなかなか簡単にいかなのじやないか。だから結局、生産者自身の販売口というものを設けない限り、なかなかうまくいかないだろうと思ひます。大部分のもの、あるいは七割なら七割がそういう処置をとられれば、そこまでは炭価が一定してくるでしょう。それから、そういうもののへからないで自由販売されるものは、ある程度高くても仕方がないのだということになるのかと思ひますが、家庭用炭でもそれぞれ常磐炭、山口炭、北海道炭あるいは九州炭、ただ地方名だけでも四つもあるのですが、それがさらに炭質なりまた炭質が変わり、銘柄はもう大へんなものだと思うのです。銘柄の整理はぜひ長いことある機会にいられておりますが、これがなかなかできない。これはひとり家庭に入るばかりじゃございせん。輸送の場合におきましても、船舶輸送などの場合には、それぞれ銘柄で区分しなければならぬ。これは大へんな船倉作業です。鉄道の場合だとトン数が比較的小さいですから済みすけれども、北海道などのようになりますと、これまた大へんな苦勞の種であります。これが中小炭鉱になつてくると、一そう銘柄の統一ができません。ここに石炭と油との根本の相違があると思ひます。だからこれは今やりたいことではございしますが、実際に取り組んでみまして名案がなかなかない。(井手委員「二年前からやるやう言つておる。あなたがた大蔵大臣のとき、池田さんが言うておる」と呼ぶ) 私はその事情が

よくわかつておるから、そんなことを言つたはずはないのです。

○多賀谷委員 昭和三十三年の十月でしたか、私が質問しましたら池田通産大臣は、二千数百の銘柄の整備ということをやつておつたやうに思ひます。その当時の大蔵大臣ですから、やはり内閣は責任一体ですから、私どもは当然今ごろはやられておつてしかるべきだろうと思ふのです。もちろんそういうような根本的な問題は、私たちはこの臨時国会から閉会中あるいは通常国会でやりますけれども、とにかく何らか指導すべきです。あるいは指示を出すべきです。あまりひどいであらうが、この冬行なわれると、大へんなことになると思ふのです。

○佐藤國務大臣 今全部の銘柄整理がなかなか困難でございまして、御承知の通りだと思ひます。しかしながら、少なくとも同じ社内でも幾つもの銘柄の炭を出さないやうに、できるだけまとめる方法があるのじやないか、こういうことを指導はいたしてございす。これは、たとえば三井なら三井の炭、田川の炭はどういうやうにするとか、こういう整理方法はなにかというところを実は申してございす。それでもなかなかうまくできない。実は私が正直に白状しなければならぬのです。が、伊加利の坑内に入つて、あそこにある炭車の炭を見ると、全部が粉だから、これは全部が粉かと言つたら、中に塊があれば中塊もありまうというところ、その炭にさわつてみるところが写真に出てゐるのですが、ただいま申し上げますやうに、さらに選炭をいたす際に、少なくとも三種類か四種類くらいに整理して出すやうに、これは各

社が気をつけていつて、そして三井の粉なら幾らだ、塊なら幾らだ、中塊なら幾らだ、こういうことになりまう。に各社できめていく、そうしていただ以外に方法はないだろう、それを内面指導してゐるのが今の状況でございます。

○多賀谷委員 私は、一般家庭用炭だけでもざつと概略的な指導をされてもいいと思ふのです。工場あたりはかなりの長期的な契約でしようから、これはいいと私は思ふのですが、少なくとも暖房用炭くらいは、大体カラーと最終価格指示くらいは出して、いいのじやないですか。

○佐藤國務大臣 どうもあまりしやうとがしやべつてゐると、傍聴の方々も専門家だから、笑われるかわかりませんが、家庭の暖房用炭その他になりますと、買い手も、それぞれ、自分のところはしよつちゅう常磐の炭を使つてゐるとか、あるいは自分のところは山口の炭を使つてゐるとか、また、九州ならどこそここの炭を使つてゐるとか、それぞれ得意があるやうでございまして、毎回変わるわけではございせんから、石炭商に対してはそれぞれの注文をして、あまり変わらないやうに――私のうちではそういうやうにしてございす。が、それぞれ、長期にわたつて石炭を使用されるところは、おそらく、私のところの特別な工夫ではなくて、そういうふうによられるのではないかとと思ひます。その場合に、最初にお買ひになるときは、必ず、一体この炭はどういうカラーの炭か、また灰分が多いかどうか、あるいはにおいはいくつかと聞かれることだと思ひますが、いかがなものでしょう。

○多賀谷委員 大蔵大臣が見えましたが、大蔵大臣お忙しいやうですから、一、二点質問をしたいと思ひます。大蔵大臣は通産大臣と一緒に建設を視察していただきまして、現地での労働者とも懇談をして実情を視察していただきまして、感謝するわけでありまう。

そこで、大臣は、合理化法ができた当時の離職者は、そのまま停泊をして非常に気の毒だといふ話がありましたが、合理化法ができた当時だけでもないのです。あの地点は、ちょうど合理化法ができた直後に行なわれた整備の地点でしたが、その後においてもやはり悲惨な状態を現出しておるわけですから、そこで、一体雇用安定についてどういふ考え方を持たれておるのか、これをお聞かせ願ひたいと同時に、その処置は大體いつからおやりになるか、緊急なものはいくつかおやりになるか、これをお聞かせ願ひたい。

○水田國務大臣 緊急なものには私はきょうからやらなければいかぬだろうと思つてございす。問題は、なかなか一本調子の対策だけではいかぬと思つてございす。

根本的には離職した方は全部が本格就業できるところへ持つていくという方向に向かつていろいろな措置をとるよりほかはない。産炭地振興といわれたいはありますが、私の考えでは、産炭地振興だけでは解決しない。限度があるのではないかと思ひます。かりに一定の企業が産炭地へきても、その土地からの離職者を全部吸収できるだけの産業なら産業といふものをその土地に持つてくるためには、これが本格化する

るのには、今法案が出ようとしているようなときですから、まだ一年も二年もかかる。それまでは待つておれませんで、やれることはやりますが、それだけで対策にならない。それから、できるだけの土地に定着すること、が、やはりこれは一番離職者の希望であるかもしれない。そうすれば、定着できる方法をその土地でどういう形とするか、ただ今の産業地開発というような方向だけのことでないか、そのほかの問題についてどういうことを考えたらいいかという問題がございます。さらに、日本経済がこの五、六年の間に相当に伸びて、むしろ他の地区においては人手が不足しているというような現象があるのですから、こういう過程においてもっとやり方はなかったかと私も考えますので、これは今でもおそくございませう。現に、たとえば新潟県というように、今ところは、人がみなよその県へどんどん出るというのが例になっている。それから、むしろ県内が手不足だ、だから県内企業に、もし九州の離職者が困って、好むというのなら、自分の県へ迎える用意ありというように申し出るところもあると聞いております。これは全国に相当する傾向になっているところもございまして、そうだとしたら、やはり住宅の問題、移住資金の問題、そういういろいろな問題を解決してやらなければならぬので、そういうこともすぐにやらなければならぬ。なおかつそれが完全にできない間は、生活保護、緊急就労対策というやうなもので一時いてもらわなければならぬというやうなこともなろうと思ひます。その一つだけやればよいと

いうものではなくて、この全部をここでやって、本筋としては、本格的な就業ができるように、必要な訓練所の強化ということも考えますし、それはやらなくとも自分のところで引き受けますという企業に対しては、引き受ける企業自身に対するいろいろな奨励金を出すと、国がめんどう見ることもありましようし、直接移っていく人への援助ということもございませうし、考えられるあらゆる手をここで真剣にすることが必要だろうと思ひまして、きのう帰ってきました結果、御承知と思いますが、きょうは、通産大臣の方からは金融対策について、これは市中銀行の金融というのが一番大切ですから、これについての配慮をするようにという閣議決定もなされましたので、銀行局はその線に沿って市中銀行への通達その他いろいろな手続をとりまじし、また、市中銀行もこれにに応じて、中小企業に対してここで二千億金融増額するということやうな方向も、今集まってきたておりまうので、石炭産業もこの一環として市中銀行がある程度めんどうを見るという措置もとられると思ひますし、それから離職対策につきましても、議論しておいて、受入先の準備というやうなものをここで対策を立てなければならぬ。緊急住宅対策というやうなものを、今年度の計画も思い切った充実拡大、前向きにまずきめてかかることが先だというやうなことから、この問題も、きょう急ぎのだけの閣議決定をしたというやうなことでもございまして、これはきょうから私どもは真剣に取り組んでやりたいと思つております。

○多賀谷委員 そうすると、大臣のおっしゃったのは、まず住宅の確保、それから移住資金を出すということ、これはもう出ておりますから、おそれる増額の意味じゃないかと思うので、それから雇い主側に奨励金でも出す、こういういわゆる雇用奨励金の問題、それから職業訓練強化の問題、本人への援助、こういうお話があった。次の職場に行くという場合には大休というのを考えようか、それか、また、本人への援助とはどういうものであるのか、お聞かせ願ひたい。

○水田国務大臣 今いろいろ考え方を言つたのですが、そういうやり方でまづ一番合理的か、まだ各省間でまづていまい事務的な問題もたくさんございまして、そこで今私が言うわけには参りませんが、今やればやる、筋のきまつている問題を取りあえず強化するということをきめたのが、きょうのきめ方でございます。

○多賀谷委員 そういたしますと、大臣の決意でございます、やはり第二補正でも出さざるを得ない、あるいは出す、こういうやうに考えてよろしいですか。

○水田国務大臣 たとえば石炭合理化事業団の仕事としますと、政府分担の分と、整理されない企業の分担というやうなものもございまして、こういうのは今後いろいろ折り合つていかなければならぬので、本年度はその折り合ひは間に合いませんが、あとからいろいろの折り合ひをつける。とりあえず、三千五百人くらいが今年度移動できるだけの措置くらいはもうきめなければいかぬので、きめましたけれども、金の話はこれからでございます。

で、必要によつて措置しようという話になつております。ほかにいろいろな仕事がございますが、こういうもののやりくりでどの辺までやつていけるか、それができないから、どうしてもこれだけ国が持たなければならぬかという数字は、あとから出てくると思ひます。また、それはあとから出てきてもいいものでございまして、それによつて必要措置をわれわれはとるというのをきめたわけでございまして、それから、先にいつてそういう必要が出てくれば盛りましますし、今度の国会の補正予算はもう通つてしまひましたから、これとは無関係でやれるだろうということでございます。

○多賀谷委員 大臣の意のあるところは、予備金を出す、あるいは足りない分は必要があれば、私が質問いたしました第二補正を出す、こういう意味で了解したいと思ひます。

そこで、今三千五百人というお話をなさいましたが、これは本年度の三千戸の住宅の計画のほかに三千五百戸を建て、こういう意味ですか。

○水田国務大臣 これはよそへ移る場合の資金の問題ですが、住宅としますと、まず雇用受け入れ側で自己資金で建てる住宅についての補助というやうなもの、今年度のワケは三百戸でございまして、三倍の九百戸にする、それから移動用の宿舎は九百戸ということになつておりますが、それを千四百五十戸にとりあえず拡大するということでございまして。

○多賀谷委員 そうすると、これは本年度内におやりになる、こういうことですね。

○水田国務大臣 年度内にやるつもり

です。

○多賀谷委員 今までより多くの処置をされるということで、非常に感謝するわけですが、私は、やはり移動の中心的な問題は住宅だろうと思ひます。大臣の方から先におっしゃいました、が、今の炭鉱は、戦争直後、御存じのように、傾斜生産のときに、とにかく炭住は建ててあげます、それから食糧も与えます、こういうことで、比較的住宅のない人を集めた——と言つたら語弊がありますが、そういうことになつておるのですから、どうしても広域職業紹介で他に転職さすということならば、住宅が最も先決問題です。そしてこれが一番のネックです。その次のネックは、就職先の生活すなわち賃金の問題、これは日本だけでなく、外国でも、御存じのように、ドイツにおいても前補償という制度を設けまして、最初は九五%、そしてその次は九〇%、とにかく差額補償をしておるわけですね。日本の炭鉱の場合は特にドイツの場合以上に福利厚生施設というものがあつまして、早い話が、住宅はただ、水道、電気、それからふろもただでありまして、ですから、同じ賃金をもらひましても、生活環境がかなり変わることと、また、以前のように自分の同僚ばかりがいたところだと、服装なんかにしても、そうかわらないで済んだ。それが、都会へ出たとなつておのずから違ふ、こういうことは事実なんです。ですから、同じ賃金の補償がありましても、生活程度としては実質上かなり切り下げられる、こういう実態なんです。そこで、移住資金をもらひましても、向こうの相手方の就職先の賃金はどうかということが問題です。

から、これも年度内に処置してもらいたい、こう考えるのですが、これをお聞かせ願いたい。

○水田国務大臣 この問題は、通産、労働、大蔵等関係省がこの前集まったときに、この検討に入るといふ申し合せをして、今それぞれやっておりますのでございまして、近くこの問題について私どもは結論を出すつもりであります。

○多賀谷委員 結論が出ましたら、これもやはり年度内にやっていたら、と考えてよろしいでしょうか。

○水田国務大臣 まだそこまでの相談ができておりませんが、私の方は、少なくとも三十七年度予算編成には間に合わせるというつもりでいろいろ準備いたしております。これは相当大きい問題でございまして、実際は新年度予算とからむのじゃないかと思ひますが、どうしても緊急の必要があるという場合には、またこれは関係省間で相談が行なわれると思ひます。私どもの方は、少なくとも三十七年度予算までに間に合わせるというつもりでその対策を立てております。

○多賀谷委員 移住をする以上、賃金をもらいますから、賃金差額というのは、やはり移住をするということが前提条件ならば、同じように必要であるし、またその手当をしてやるのが、政治じゃないかと思うのです。善は急げといひますし、きょうからやるんだという決意ですから、私はそれだけの親切心があつていいのじゃないかと思ひます。金額も、一年分組まなくてもいい、実施をされるときから、三月三十一日まで組まれればいいわけですか。(大した額じゃないと呼ぶ者あり)

大した額ではないとは、われわれは言いかねるのです。政府の財政全部からいへば、もちろん大した額じゃないのだけれども、やる以上は、早くやっていたきたい、こういうことをお願いするわけですか。

○水田国務大臣 私はきょうからと言つたけれども、できるだけ急ぐつもりですが、入れものの方がなかなか、一方きまっても一方解決しなければ実際にできませんので、これは両方が時を合わせてうまくいくような方法でやりたいと思ひます。

○多賀谷委員 これは当然、移住資金を出されるのですから、移動するときにはうちもできているのだからと思うので、当然移動すると同時に新しい職場へ行くのですから、一つは年度内にやっていたくようにお願いしたい。通産大臣、一つ関係内大いになんばつていただかなければならぬのですが、その決意のほどを……

○佐藤国務大臣 それぞれの事情がございまして、そのいすれを急ぐというわけのものではございせんが、今の離職者対策で恒久的な職場を見つめる、こういうありますと、当然住むところ、あるいは賃金は幾らになる、こういうことは最初にきめなければならぬ問題だと思ひます。従ひまして、さつそく内輪で十分に相談して態度をきめたい、かように思ひます。

○多賀谷委員 そうしますと、立ち入った話をわれわれするようですが、何もわれわれがこういう話をしなくても、政府の方でお考えのようですが、炭鉱労働者にこういう処置をされるといふことになる、もう大休財源の方は踏み切っておられるわけでしょうか。

率直にいつて、重油に対する課税ということとは、もう踏み切っておられるわけですね。そのことが前提でお話しなさつておられるわけでしょうか、どうですか。まず問題のある通産省から……

○佐藤国務大臣 まだ、その問題はきまつておりません。

○多賀谷委員 金のことは、われわれが言わなくても大丈夫出るだろうと思ひますが、大蔵大臣、どうですか。

○水田国務大臣 この石炭産業に対する根本的対策も同時にこれからやる問題でございまして、そういうものとかいふのはきめておりませんが、とにかく合理的にきめたいと思ひます。

○多賀谷委員 私たちが、ある種のものに課税をかけるのかというようなことは言わなくてもいいのです。財源は政府にまかしておけばいいのです。池田さんに経済をまかし、金の方は水田さんにまかせばいいのですから、私たちはあえて言いませんけれども、やはり特殊財源をもつてやる、そのことがまた炭鉱企業の安定にも、また国内エネルギーの安定にもなるのですから、一つその方向でやっていたきたいと思ひます。

時間もありませんし、ほかの質問者もおられますから、一、二点だけ質問をいたしたいと思ひますが、この七条です。産炭地域の第七条に「国及び地方公共団体は、実施計画の円滑な実施を図るために必要な工場用地、道路、港湾施設、工業用水道その他の産業関連施設及び職業訓練を行なうための施設の整備の促進に努めるものとする」といふことが書いてある。地方公共団体にもこれを義務づけておられるわけ

です。「努めるものとする」ということですが、これは財政措置はどうしてやるわけですか。

○今井博政府委員 地方公共団体はそれぞれの計画を持っておられるわけですが、手とり早くいへば、たとえば県債を発行するとか、そういう地方債を発行してこういう事業をやるのが一般的に多いと思ひます。ここで産炭地の振興のいろいろな計画がきまつて参りまして、やはりこれを推進しなければならぬという場合には、そういう地方債の資金源の問題その他についていろいろ国としても援助する、こういう場合が多いと思ひます。

○多賀谷委員 地方債のことをこの九条に書いておられるわけですが、「法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする」とこれはどうもきわめてよくとらえていて、何も保証がない。今地方公共団体はそれでなくても財政が御存じのように窮乏しているという話を、大蔵大臣聞かれたはずで、生活保護の数を、各市町村並びに県の方から説明があつたと思ひます。国の平均は人口千人につき十七人程度であるけれども、福岡県は四十人である。さらにまた市町村別に見ると、たとえば田川郡においては百四名、それから田川市においては八十七名、大牟田市においては八十七名、鞍手郡においては八十名、嘉穂郡においては八十名、こういうような状態である。よその数倍になつておられるという話をされたアメリカ。ですから当然、市の場合には市の財政、町村の場合は県の財政に頼いておられる。それは何も生活保護だけじゃない。これは失対事業においても

そうです、それから緊急就労においてもそうです。全部財政の非常な支出増になる。ましてや鉱産税が入つてこない、固定資産税が入つてこない、こういう状態ですから、とても地方債をやるような余裕がない。また利子を払うような余裕がないのだけれども、一体どういふようにお考えであるか、大蔵大臣、お聞かせ願ひたい。

○水田国務大臣 「特別の配慮をするものとする」ということは、具体的にどうするかというものは、自治省に聞かれるのが一番適当だと思ひますが、私の方は、地方財政の全般について今後どういふ考えを持つかということを中心、政府の中でいろいろ考えられております。そういう方向に基づいて、御承知のように、後進地域の開発法ができましたし、それから特殊地域の開発振興法とか、こういうものが現行法で三つも四つも重なつてくることでございまして、その全部がこの地方格差をなくするといふための、そういう線に沿つた方策でございまして、従つてこれに伴う財政のやり方をどうするということ、これは共通に考えられる問題で、これは一つになつておるので、今私どもの考えておりますのは、たとえばいろいろな公共事業の補助にしましても、実際は財政力が今後ますます各県で違つてきて、多くなる富山県とそうでない県との差は非常に大きくなりますので、この調整をどうしたいかという問題が始終問題になつてなかなか根本的な解決はできませんでしたが、とりあえず後進地域の開発についてこの間とつたような方策で、財政力によって補助率をみんな変えるといふことをまず考えまして、そ

これから今後起債のあり方をどうするといふ問題も同時にからんで今考えられておりますが、それらのものを全部総合して今度できるという法案については、そういう現行立法が幾つかございまして、その総合から具体的にどうしようかといういろいろな問題がございまして、やり方は、これは大蔵、自治省、特に自治省が必要でございまして、そこが主管官庁でございまして、十分相談してやるつもりでございます。これはやれる方法はいろいろございまして、ちょっと自治省を差しおいて大蔵省がこういうふうなことをやるといふことは、私の方はたまたまちょっと適当でないのじゃないかと思ひます。

○多賀谷委員 まさに法案を通そうといふときなんですよ。しかも、この法案はもうこの二月ごろ提出された関係もあるもので、まだ話ができていないといふことは私も非常に残念です。しかも、これは大臣、現地で見られましたように、今までの財政規模から著しく小さくしなければならぬ状態にあるわけですね。収入がとにかくもう少なくなつてきて、著しく激減をしておる、こういう状態でしょう。そして、あつた炭鉱が大部分なくなつたといふことで、固定資産税も鉱産税も住民税も全部入らないという状態です。ですから収入が多くなるのですからね。ですから私は、よそのことを言つては失礼ですが、低開発地域というのは、今から開発するために資金が必要である。財政の方は今かきつぱり要るけれども、収入が減になるわけではないのです。ところが現在の産炭地域というのは収入が減になり、支出が増になる。しかも

これは緊急を要してはうっておけないという状態ですから、私はすでにこの九条の処置は当然考えられておるべきではないかと思ふ。そこで今自治省を呼んでおりますから、自治省が来ましてら重ねて御答弁を願ひたいと思ふ。そこでもう一つの問題として、具体的に現地で陳情のありました大正鉱業——個別の会社の話をした非常に恐縮ですけれども、御存じのような非常に窮迫した状態で、二十五日に金がないと、二十六日から電力もとまらな状態です。これについて一体どういふふうな処置されるつもりであるか。これは率直に言うならば、銀行があまり債権の取り立てに急な状態の中で、こういう状態が起つておるのじゃないかと思ふ。これは銀行側にもいろいろ理由があるでしょう。経営全体に対する不信の念もあるでしょうけれども、しかしだれに聞かなくても、あの炭鉱はぜひもう立てていかなければならぬ、そうおっしゃるわけですね。あの炭鉱はもうだめだからつぶしてしまえとおっしゃるなら、これはまた別な考え方があつておるし、それがやがて軌道に乗るだろう、現在も日々は黒字になつておるんだ、こういうことでありますから、私たちはこれはぜひもう立てていきたい。ところが当面運転資金がなくて、先般も二千万円ほど手形を持っていきましたところが、わずか七百万円しか割つてもらえなかつた、こういう状態では、ともかく今の運転ができません。こういうことで今のままでいきますと自滅作用を起す。あの炭鉱が自滅いたしますと、とにかく十八社の中

の一社です。今中小炭鉱の金融の問題をいろいろ論議をされ、措置されようとしておりますけれども、大手炭鉱がつぶれたといふことは、石炭業界の労使に与える影響が非常に大きいだけでなく、関連産業に与える影響も非常に大きいと思ひます。ですから、もしそういう炭鉱がつぶれたといふことになれば、もう手形の割引なんか炭鉱についてはほとんど不可能という状態になるだろうと思ふ。しかも、それだけでありません。今政府がいよいよ石炭政策に乗り出そうといふその出鼻に、そういうことが起つてごらん下さい。これはもう大へんな状態になる。しかも保安が危険だといふので、部から保安に対する警告を受けておるのです。もしあの炭鉱がつぶれて水浸しになるといふことになりますと、あの炭鉱だけではないのです。あの付近九州採炭さくらに金丸大隈、日炭高松、これは全部水浸しになる可能性があるのです。つないでいなくても、これは全部古洞ですからね。どこから水が十何メートルの壁を破つてよその坑口に入るかも知れません。こういう非常な危険性があるわけですね。少なくともこの炭鉱を今つぶして、そうして水を揚げないといふことになると、遠賀郡における炭鉱は全部つぶれてしまふ。いわば筑豊の北の部分全部つぶれるといふことになるわけですね。ですから、早く処置しなければならぬと考えますが、まず、所管大臣の通産大臣は現地の声を非常に熱心にお聞きになつて、努力すると確約されたわけですが、どういう努力をされるつもりであるか、

これを聞かせ願ひたい。

○佐藤國務大臣 実情は現地におきまして労使双方から詳しく聴取いたしました。また、大手の石炭協会の方々の御意見も十分伺ひました。そこで結論をいたしました。ぜひともあの炭鉱は存続させたい、実はこういう決意を持ちまして、ただいま各方面に對しそういう意味の努力を続けておる最中でございます。ただ一カ所問題があると思ひます。それは、今後の経営陣を作る、そういうことに一にかかつておる。その点さえ解決いたしますならば、金融関係も了承するのじゃないか、かように思ひますので、そういう意味の努力をしてはいる最中でございます。とりあえずの措置としての事柄は、一応いたしたつもりでございます。たとえば電力の差しとめの問題云々については、そういう状態でございます。

○多賀谷委員 そういたしますと、大丈夫ですか、あの炭鉱はころがつていきますか。

○佐藤國務大臣 大丈夫ころがつていくとまだ確言する段階にはなつておりません。しかし、あしたとかいふようなときに、二十五日に作業用の電力をとめるといふことはまず起こさない、こういうことでございします。これは電力会社ともよく話し合ひをいたしておりますので、まずあしたとめるといふことはないだろう、かように思つております。

○多賀谷委員 まあ電力の問題は片づきまして、資金その他の問題もありまして、米の問題もありまして、経営陣を立て直すといふことは、それは前提でしょう、前提でしょうが、当面とにかく切り抜けてやらなければならぬでしょう、きょうあした経営陣ができる

わけじゃないのですから。それが私は政治だと思ふんです。そうして、きょうの問題がきつめて緊急なわけですね。ですから、きょう、たとえば手形の割引をしてやるとか、あるいは近代化資金を出してやるとか、何らかの処置が必要ではないか。近代化資金というのは、三十五年度の近代化資金なんだ。しかも、あれは現実に仕事は終わつておるんですよ。一つ政府の資金なので、私にはとにかくとりあえずの処置をしてやる必要があるのじゃないかというふうに考えるわけですね。

○佐藤國務大臣 ただいま、政府の関係のものにつきましては、私どもが十分相談して処理したいと思つております。その場その場の問題としての一寸のがれは、ただいまのところ、それは可能な手があると思ひます。しかし私はそういう意味でなくて、順調にころげ出すためにはやはりしっかりした経営陣、そうして関係者が納得のいく方法といふことが必要だと思ふのです。幸いにして労使双方意見が一致しておるようでございますから、金融機関との間に了解さえつければこれでころげ出していく。ただいま二十日以後の処置は、その日その日をつないでおるという状況でございます。

○多賀谷委員 大蔵大臣にお願いしたいのですが、それは銀行の立場からいいますと、大衆預金を集めておるので、当然健全な貸付といふことが必要でしよう。しかし今の状態を見ますと、率直に言つて、とにかく市中金融機関が、もう炭鉱はだめだ、だから一日も早く回収しようといふことにかかつておるようですね。ですから、だんだん貸し出しの残高が減つておるの

です。炭鉱は苦しい苦しいと言いが残高が減つておる。それは回収しておる証拠ですよ。この回収しておる状態が、こういう金詰まりになつてきて、動かなくなつてきておる。賃金が払えない。賃金が払えないから、労働者はよそにアルバイトに行く。こういうことになる。アルバイトに行くところに出炭が落ちる。出炭が落ちると赤字になる。こういう悪循環を繰り返しておるわけですよ。ここに何か対策が必要ではないか。これは金融行政として、また銀行行政としても必要ではないか、私はこう考へるわけですが、どのようなお考えですか。

○水田国務大臣 私、この問題は、銀行行政の問題ではないと思つております。と申しますのは、前々から金融についてのいろいろな再建計画というものがあるが、銀行に出されて、そしてそのつど両方が合意して、それに基いてやり出しておつても、ほとんどその通りに今まで動かなくなつたということから、銀行がその経営のやり方と、きまつた再建方策というものについて信用をしていないというふうなことから生じている問題でございまして、今度の場合、こういう方策をとつていけば、りっぱに再建できるのだというが、きつした見通しをここでつけることが、やはりどうしても前提条件になるのじゃないかと思つています。そういう点も、通産省は今、中に入つて、この再建の計画というものをきつりさせて切り抜けるようにしようという方いろいろな努力を下されておるときでありますから、私はそういう形で、これはやつていける方向で解決できるものと思つております。

○多賀谷委員 しかし私は、返済計画を見ても、銀行でもわかりであらうと思ふのですけれども、これは期末手当を原価から損金に落としておるのだけれども、その期末手当を原価から落とした分まで返済しておる。ですから、当然期末手当を払わなければならぬというときには現金がないという状態です。そういう返済計画というものは、銀行でもバランスシートを見ればわかるのですから、そういう状態の中での返済を迫るというところは、結果的にはこれは結局つぶしていくということになるのです。ですから、私は、銀行としても考へてもらいたいと思ふのです。今までもうまいききやうなのがつまづいておるといふのは、そういう点にあるのですから。北九州あたりの銀行でなるべくならば炭鉱に貸さないということになる、これは結局炭鉱はつぶれますよ。ですから、あいつた銀行は、私は特殊銀行として、日本銀行でもあるいは大蔵省でも見ていただきたいと思ふのです。

○佐藤国務大臣 金融のお話でございしますが、ただいま大蔵省もいろいろ私どもの要望についてあつせん中でございまして、それから私も、もちろん二十五日がきても二十六日がきても、これを授けるつもりはございせん。あらゆる努力をするつもりでございせん。せつまく努力している最中のことでございまして、今しばらく模様を見ていただきたいと思ふのです。特に最近、双方でやや感情的な問題も起きておるのじゃないかと疑ふような点もございまして、ぜひとも会話を存続したい、同時に熱意で交渉中でございまして、しば

らくお待ちをいただきたいと思ふのです。

○有田委員長 滝井義高君。

○滝井義高君 昨日はどうも両大臣、非常にお忙しいところを現地をのぞいていただきまして、感謝にたえません。先日の質問では、お互いに認識が統一されおりました。しかし、両大臣が現地をのぞいたとき、炭鉱の現状、特に鹿山、閉山した炭鉱に対する認識は共通になつたと思ふのです。従つて、これから議論はうまく進んでいくだらう、こう考へるわけではす。いろいろな点で多賀谷君が御質問申し上げましたが、重複をしないようにお尋ねをしてみたいと思ふのです。できるだけスピードを上げますので、ちょっと大蔵大臣、時間をさいていただきたいと思ふのです。

まず第一に、昭和三十四年十二月十八日に炭鉱業の離職者のための臨時措置法ができたわけではす。そうしてこの法律でどういふことをやつたかという、まず第一に広域職業紹介、第二番目は職業訓練、第三番目は緊急就労対策事業、第四番目は援護会を作つていろいろお世話をする、こういう四本立ての政策で炭鉱離職者の対策をやつたわけではす。ところが、第一の広域職業紹介というのが失敗したわけではす。当時政府は、炭鉱地帯に多くの離職者、すなわち失業者が出ることは社会不安を作る、だからこれは分散をさせなければならぬという、いわば分散政策をとつたわけではす。そこで炭住から分散をして、京阪神等に行つてもらう、こういう政策でこの離職者の臨時措置法を作つたわけではす。ところが、その第一の分散政策である広域職業紹介というものは、現実には一万四千人程度しか行つていないわけではす。五万六千人の人が首を切られたけれども、一万七千人しか行かなかつた。あとはほとんど全部滞留をしてきたわけではす。一体どうして広域職業紹介が成功しなかつたかという、さういふところから多賀谷君が御指摘になつておる。それから、住宅問題が一つあります。それから行つた先の賃金が不安定だといふのは、職業が土建その他の仕事なんです。これはジブシーのような生活をするわけではす。炭鉱にきつと今までおつて、傾斜生産以来住宅も提供されおるし、食糧も提供される、燃料もおふりもあるといふような状態とは違つてきておるわけではす。しかも夫婦子供生

き別れの形で別居するわけではすから、これは失敗したわけではす。そこで、その反省の上に立つて、今政府は、具体的な政策として住宅政策をお出しになつてきたわけではす。ところが、この住宅の建設が遅々として進まないかといふと、建設省以外には建てることにならぬといふ一つの鉄則があるわけではす。そこで、まず第一の広域職業紹介をやる場合の隘路の問題について、これは大蔵大臣に一つぜひ勇断を持ってもらわなければならぬのは、今住宅を建て得るものが新しく二つ出てきた。それは何かといふと、援護会にかわつてきた雇用促進事業団、これが住宅を建てるとは言つてはならないのです。なぜならば、建設省が厳として住宅を建てることに反対するからではす。それな

らば一体何と言つておるかといふと、宿泊施設、宿舎、こう言つておる。絶対に住宅とは言わない。単身者用の宿舎あるいは世帯用の宿舎とか、こういうふうに言うわけではす。そうすると、失業保険には金がかつておる、失業者のための福祉施設はこれは当然やつていわけではす。ところが、住宅政策としてこの雇用促進事業団がそれを打ち出すことは、もうタブーになつておるわけではす。ここに雇用促進事業団が大々的に住宅をやり得ない一つの隘路があるわけではす。これが一つです。もう一つ、今度の国会で年金福祉事業団といふものができたわけではす。これは、今後日本の国民年金と厚生年金の積立金といふのは、昭和八十年から九十年にかけて八兆から九兆になるわけではす。この積立金を福祉のために還元するといふことは、池田内閣の基本的な政策としてわれわれに説明されておるわけではす。ところがこの年金福祉事業団も住宅を建ててはいけない。何をやるかといふと、老人ホームとか病院とかをやるわけではす。ところが何兆という金が出てくるのですから、こ

う金があるのですから、この金をお使いになつて、どしどし住宅を作りになる。そうしてその住宅を作ったときに、その金が順当に年金会計に返ってくる方策さえ、きちとされればいいわけですから。ところが、それがやはり各省の所管事項の縄張りのためにうまくいかない。そこで私たちが住宅を作れということを幾ら言つても、それを言つてもらつては困るといって、労働省にしても、厚生省にしても、三洋九洋してさせない、こういう実態です。そこでこれは、私が財源を見つめるわけではございませんけれども、一つ両大臣がお話し合ひになつて、ここからおやりになると、これは今年といわず来年、再来年と、非常に明るい展望が広域職業紹介の方に開けてくると思ふのですが、この点一つ大蔵大臣、どうお考えになりますか。

○水田国務大臣 私は、住宅という字が使えないことになつてゐる実情をあまりよく知りませんでした。が、促進事業団を作るときは明らかに人の入るうちを作るつもりでやつたことでありまして、これは名前がどうあるうとも、家は作れるような政策の推進はしたいと思ひます。そこらの実情は私の方でもう一べん調査しますが、そういうことになつてゐるということは知りませんでした。

○滝井委員 次は、職業訓練です。この職業訓練というのは、今まで地下労働をやつておつた労働者の訓練が、わずかに六カ月です。しかも大臣ご存じの通り、三六・六才、最近では三十八才になつてきて、この三十八才になつた人が電気やらその他の基礎の学科をやるわけですから、そうすると、われわれも

四十をこえて電気の基礎からやるといふと、なかなか頭に入らぬ。それを六カ月で一人前の人間にしていこうというところに問題がある。これでは、行つた先で足りな一人前の技能労働者としては使えないわけですから。現在日本には、ことしの二月で技能労働者が百十六万不足です。電気とか、旋盤とか、大工さんとか、左官屋さんとか、ブロックの建築工が不足してゐる。ところが六カ月で、やがて老眼鏡をかけなければならぬといふ人に、そういう基礎的な学問から技術まで教えることはほとんど不可能なんです。ところが、これはどうして短期にするかといふと、失業者なんです。職業訓練手当というものがちよつぱりしか出ていない。今までは二百三十円程度です。そうすると、それでうちの者を養ふことはほとんど不可能なんです。これを少なくとも職業訓練手当を与えて、最低限一年にしなければいけません。そして一人前の技術者になつて、これは引く手あまたになる。ここをやるために、あの滞りが起つてゐるわけですから、広域職業紹介に行つても、ジプシーのような土建だ。だから、すぐ帰つてくる。ずいぶん送り出したけれども、それは旅費だけ損してはもとの炭住に居つくという形になるわけですから。そこで職業訓練期間の延長をやる。延長をやつて、その期間はやはり最低限度の生活というものは保障してやる、こういう形が出てくる。そうして少なくとも早期に職業訓練をさせないと、だんだん精神的なゆるみが来ますから、失業保険をもらつていゝ間でも、職業訓練手当と併給してや

るという政策、これは労働大臣に任するのではなくて、主管大臣の佐藤さんの方と金を出さ大蔵省の方で十分、労働大臣も入れてお話し合ひになつて前進する以外にない。そうしないと、安い賃金しかももらえないから、住宅を作つて行つてもやはり滞留する、こういう点はあなたの方はどう認識され、どうお考えになりますか。

○岩尾説明員 今の、失業保険手当と訓練手当の併給の問題でございしますが、従来訓練手当といふのは、失業保険等がない人あるいは切れた人に対しまして、訓練期間中の生活を見つめるという意味で訓練手当が出されたわけですから。その後国会で議論がございまして、失業保険の受給期間といふものを訓練所に入つてゐる間は伸ばす、訓練期間を伸ばすといふふうになりまして、大半の失業保険を受給してゐる人は、失業保険の延長といふことでやつておるわけでありまして。訓練手当と失業保険といふものは、本来互ひに同じ性質のものでございまして。従つて、こういうものを併給することは制度としてはダブることになるわけ、おかしいという点一つございまして。

それから額でございしますが、訓練手当の三百円という額は、現在の失業保険の平均の月額、あるいは一般失対の日額等が大体二百七十幾らだと思ひますが、そういう面から見ても、三百円という額は、あえてこれを失業保険と併給するといふ必要はないのではなからうか、こういうふうにお考えを伺ひます。

○滝井委員 実は、その認識が問題なんです。一日二百七十円で食つて、そして学問をやるといふことは、妻子を養ふなければならぬからほとんど不

可能なんです。従つて、こういう点の前進がないために滞留するのです。そうして、職業訓練を受けて行つても優遇されないわけですから。だから、今のようない主計官の認識では、これは困るので。大臣に実は職業訓練所を少しごらんになつていただければ一番よかつたのですが、自動車科を設けたけれども、土地がないから、自動車の正規の運転ができるようなコースがない。だから、正規のコースでやらぬので、行つたらみな落第してしまふ、こういう形です。これでは幾ら職業訓練をやつてもらつたつて、もう半年か一年行かなければならぬ、こういうことになる。だからそういう点は、これは労働省の方の問題ですけれども、もう少し血の通つた政策といふものをやつてもらはないと、せつかつた金をどぶに捨てるようなことでは困る。

緊急就労対策事業は省略しまして、次は援護会です。援護会が今度は雇用促進事業団にかつたわけですから。ところが炭鉱における政策といふものは、ばらばらに行なれておるのです。まず、鉱害といふものは何がやるかといふと、鉱害復旧事業団がおやりになる、炭鉱の買上げはどがおやりになるかといふと、合理化事業団がおやりになる。そこら出てきた失業者は、雇用促進事業団がおやりになる。産炭地の振興は産炭地振興事業団がおやりになる。炭鉱の問題にから出る失業者と、その炭鉱の問題については、四つのものができてくる。これがきちつと横の連絡がとれて、タイムリーに政策を行なえば、一挙にいきます。ところが、それらのものが全部だめなんです。鉱害復旧事業団がい

ろいろやろうとすれば、まず合理化事業団から金を入れてくれなければできないわけですから。合理化事業団が金を入れようとするれば、買上げた炭鉱の事業主の了承を得て、お金をリザーブしておかなければやり得ないわけですから。そうすると、そういう金を払つてしまへば、事業主は離職者のための政策をやれないから国にたよらなければならぬ、こうなつておる。みな、わが道を行つておる。このわが道を行く人が、一つの道を行かなければならぬと思ひます。これは通産省の先輩である田口副理事長もそう言つておる。この石炭政策を今後合理的にやろうとすれば、これらのものを一元化して、きちつとしたものにしなかつた大へんことになる。これがばらばらであるところ、横の血のつながりのないところに、政策の前進がないといふ一つの理由がある。だからこれは、もうできてしまつたものはなかなか一本化するこゝとができないので、この間の連絡といふものをよほど大臣においては身をもつてやつていただきたいと思ふのです。か、どうですか。

○佐藤国務大臣 いろいろお話を伺へば、どうもセクショナルイズムその他で非常にまずい、せつかつた国費を使つておるのでございまして、ただいま滝井さんの御指摘になりますように、将来十分効果を上げるようにできるだけの連絡、緊密化をはかつていくように努力したいと思ひます。

○滝井委員 これから自治省に入りまして、実は私の郷里のある町で、炭鉱離職者の職業訓練を町でやろう、幸いに閉山した炭鉱が広いグラウンドを持つておつたので、そのグラウンドを

お聞きせ願ひ。お聞きしに、大正十一年の
の裏打ちができればしてもらいたい。
こういうことなんでしょう。

○安井国務大臣 お話しのように、自
治省が地方団体に財政措置をいたすと
しますれば、従来普通の交付税のほ
かに、特別交付税になるわけでありま
すが、大体昨三十五年度におきまし
ても、この石炭対策に純粋にあげられ
るものに、八億程度特別交付税を出して
おるわけであります。なお起債の面か
らも、二億六千七百万程度の起債のソ
クを認めておるわけであります。ただ
しかし、今の実況から、いろいろ關係
がおいでになったお話等からいきまし
ても、もっと十分考えなければならぬ
面はあらうと思ひます。三十六年度に
おきましては基本線はそこに置きまし
て、でき得る限りの措置をしたいと
思つております。今の利子の減免の問
題につきましては、これは御承知の通
り、特例法の要ることでございますか
ら、そういう問題も慎重に考慮した
い、こういうふうに考えます。

○滝井委員 私はこれは臨時国会には
できないと思ひますがけれども、やは
り、災害のときには元利を見る特例を
お作りになったのです。少なくともこ
の産炭地振興は、二年間の調査期間が
あるわけです。その間は、そこに産業
が與らない限りは、自治体は支出ばか
りで、収入は出てこないわけです。そ
して失業者がふえるわけです。何
か二カ年程度の臨時措置をお作りに
なつていただくことが必要だと思ひま
すが、これは一つ真剣に御検討を願ひ
たいと思うのです。どうでしょうか。

○安井国務大臣 十分検討いたしてみ
たいと思います。

○安井國務大臣 お話のように、自

ものには、八億程度特別交付税を出して
おるついであります。なお起債の面か

クを認めておるわけでありませう。ただ

ても、もっと十分考えなければならぬ

おきまして基本線はそこに置きまし

題につきましては、これは御承知の通

い、
こういうふうに考えます。

できないと思いますけれども、やけ

の産炭地振興は、二年間の調査期間が

が興らない限りは、自治体は支出ばかりで、収入は出てこないわけです。そ

か二カ年間程度の臨時措置をお作りにな

たいと思うのです。どうでしょうか。

ナシを思います

○滝井委員 大蔵大臣一つ……

○水田国務大臣 今の問題ですが、三十五年を見ますと、鉱業市町村の臨時就労対策、失対、そういうものに対して七億九千二百万という、特別交付税で措置した額がございまして、むろん自治省の方でもそういう点についていろいろ考えられるというお話で、お考えになると思いますが、この特別交付税で措置する面というものは現にやっておるのですから、こういうものの増額とかそういうようなことで、やはり実情に合った方法はわれわれの方でいろいろ考えたいと思っております。

○井手委員 関連して一言自治大臣にお伺いをいたしますが、三十五年度における産炭地の収入減は六億数千万円、支出増が十八億数千万円と私どもの調査では出ております。関係市町村から出てきた資料によつて集計したものであります。私はこの前の五月の商工委員会でごさいましたか、産炭地振興法案の審議に際して、あなたにお伺いをいたしました。その際、あなたの答弁はこうなっております。安井国務大臣、あなたの答弁です。収入減に当たります分については、特別交付税等で相当年度末にかけんをいたすことに考へております。さらに逆に支出のおえました分、失対事業、あるいは生活保護費その他鉱害等によります分については、やはり交付税等の面から補給していかねばなるまい、そういうふうに考へております。「こういうように御答弁になっておまして、三十五年の特別交付税については、ただいまお話がありました支出増については交付税で見るといふ御答弁がありましたが、三十六年度の交付税において

どのくらい産炭地にお考へになつておるのか。すでに配当になつておると思いますが、その点をお伺いいたしたい。

なお、先般国会を通りました三十六年度の地方交付税の単位費用の特例に関する法律には、産炭地については何ら考慮されてないようです。その点をあわせて御答弁願ひたい。

○安井国務大臣 具体的な数字につきましては事務当局からお答えいたしましたが、減収分につきましても、三十六年度の普通交付税を算定いたします際に、基準財政需要あるいは収入の面に相当計算をいたしておるはずであります。なおそれで足りません分を、今の国庫の特別交付税でもって見る。これは普通にいえますれば、米年の二月ごろに計算ができるわけでございます。あるいは、起債の面等でカバーをしていく。ただ特別交付税が二月まで待てないという状況があれば、その状況に応じてできるだけの対策を講じたい、こう考へております。

○井手委員 すべてのものが、交付税に入つておる入つておるといふことで、今日まで結論を得ない場合が多かつたのでありますが、先般のあなたの答弁は、収入減に対しては特別交付税、支出増については交付税等で補給をすることにいたしておりますという明確な答弁があつたからお伺いをしておるのでありますが、すでに成立した単位費用の測定に関する特例の法律、これには産炭地については全然考慮されておりませんが、すでに決定した三十六年度の交付税には幾ら考慮されておりますか。三十六年度は交付税として幾ら産炭地には必要である、その分

については幾ら交付税を配当し、なお不足の分については幾ら特別交付税で考慮するといふ用意がすでにあると思ひますが、金額を明確に御答弁を願ひたい。

○安井国務大臣 御承知の通り、交付税を計算いたします場合に、この産炭地の事情を考慮しますれば、鉱害対策費とか、あるいは臨時就労の施設のための費用とか、特別失対とか、その他いろいろの項目がございまして、それぞれあるものを単位計算によつてふやすわけでございまして、ただ、石炭対策というような一本である数字には出ておらぬかもしれませんが、そういうような形で計上しておるわけでありまして、具体的な数字につきましても、今ちょっと事務当局も手元でわからぬのでございまして、これはわからないのが無理なのであります。いわゆる基準計算の方にそれを乗けて全部計算をしていきますから、総額になつてしまふわけですね。

○井手委員 今あなたは、交付税でもすでに考慮して配当したとおっしゃつたでしよう。だから、その分をお聞きしておるわけですね。幾ら配当されたのか。

○松島説明員 ただいまお尋ねの点、私から説明をさせていただきますと思ひますが、交付税は、御承知の通り、それぞれの費目ごとに単位費用を決定をいたしまして、それに数値を乗じて出すという形が原則でございまして。その場合に与ります数値が、たとえば失業対策費でございまして、前年度における失業者数の統計を使うわけでございまして、そこで、失業者が増加しております場合には、前年度の統計と本年度

の実態との間にずれが出て参ります。しかしながら、前年度の統計がさらに前々年度よりもふえておりますから、その関係では、ことしの基準財政需要額は普通交付税の面においてふえるわけでありまして、ただ統計の制約がございまして、本年度もそのままとれまさんので、その差額を最後に特別交付税でもって措置をする、こういうことで、従来も特別交付税で措置をしてきているわけでございまして。まだ、生活保護にいたしまして、同様に生活保護者の数も前年度実績をとりまして関係上、当該年度にほとんど発生しておりますような場合には、ある程度実態とかけ離れてしまふので、その差額をさらに特別交付税で措置をするといふような措置をいたしておるわけでございまして。そういうことでございまして、普通交付税の計算においては、もちろんふえておりますし、またそれで十分でなかつた面、すなわちその年度にほとんど増加しておりますような場合には、特別交付税でさらにその補完をする、そういう形で処理をいたしておるわけでございまして。

○井手委員 失業者の数であるとか、あるいは生活保護費というやうなものは、一般的なものであります。産炭地に関しては、これは特別の分でありまして、産炭地振興で特別に見るといふものであれば、一般的な失業者の数とか、あるいは生活保護者の数というもので一律に計算すべきものではないのです。もしあなたの方でほんとうにお考へになつておりますならば、単位費用として石炭関係の失業者は歩をよくして、特別の方法でやはりこれに出しておかなければならぬはずで、単

位費用には出してないじゃないですか。

○松島説明員 ただいま御説明申し上げましたように、一般失対に吸収されまふ分につきましては、数の増加といふことが結局問題になつてきておるわけでございまして、それが実態と違ひます部面を特別交付税でさらに補正する。普通交付税の場合には、全国一律にとつておるわけではございません。それぞれ前年度の実績をもとにしてとつておるのでございまして、統計の制約がございまして、さらにその差額を特別交付税で処理をするといふ方針でやつておるわけであります。また先ほど御指摘のございました、今回の交付税法の特例に関する法律の中に、産炭地域のことが出ていないじゃないかという御指摘でございまして、これは先ほど申し上げましたように、普通交付税としては数字の増加という形でもって処理されるべき問題でありまして、今回提案をいたしました特例法は、給与改定に伴います職員給与費の増額分を単位費用に反映させるという趣旨で提案をいたしたのでござい

ます。

○井手委員 私は関連質問ですから多くは申し上げません。大臣にお伺ひいたしますが、今までの財政課長の答弁では、産炭地であるから特別に見てやれという交付税の建前ではございません。それはそれでよろしい。はつきりしておるでしよう。失業者にしろ生活保護者にしろ何にしろ、一般的な基準で計算されておるので、産炭地であるからというわけで、特別の措置はしてないのです。その点ははっきりして

もらわなくちゃならない。だからあな

たが五月におつしやうた、交付税で見ることにしておりますという事は、あなた、これはうそですよ。そのことについては後日ゆくりあなたと質疑応答をいたしますが、産炭地であるから交付税で見るといふことはいいはずで、その点だけははっきりして下さい。

○安井国務大臣 産炭地におきまして特に失業者が多いというこの傾向、数字は普通交付税の計算に入れてあるわけでありまして、それは数で入れてあるわけでありまして、そういうものは交付税につきましても、あるいは特別交付税にききましても、当然行なわなければいかぬ産炭地の特別の事情のものは、普通交付税にも入れてあるわけでありまして、ただ特別交付税でそれ以上の特殊のものを、またあとで実情に応じて、さらに不足のものを加減をしていく、こういうふうに行なっておるわけでありまして。

○井手委員 これでは終わりますが、それでは産炭地に対する特別の措置というものは、結局は特別交付税で見るといふわけですね。結論はそういうことですね。

○安井国務大臣 特別交付税と起債と、両方の面からこれは特別に見ていきます。

○井手委員 それでは、もう一回念を押しておきますが、産炭地については財政の困難に対する救済方法は特別交付税で見ると、なお一方では起債については考慮する、こういうことですね。ほかはないのですか。

○安井国務大臣 ほかに全然ないと言われましても、非常にこれは困るのでありまして、一般の交付税で、趨勢として

産炭地で失業者が非常に多くなつたというものは、統計数字の上から見ておる。ですから、その見方が足りないという部分については、さらに特別交付税で積み重ねていく、こういうわけでありまして、全然初めからそれは平坦にして見ないと言われると、それは語弊があると思います。

○多賀谷委員 そうすると、こういうことですね。結局は、産炭地であるからということではなくて、失業者が出るから、その失業者の単位費用は一般の交付税で見ると、ところが、統計上その後に現れてくるものは特別交付税で見ると、こういうことだけですね。それは産炭地という要素はないわけですね。

○安井国務大臣 産炭地という特別の名称を付してございませぬ。産炭地におけるその特殊事情が、この数字の上に出てきておるわけでありまして、その現れた数字は普通の交付税で見ると、それでも足りない分が今のようには、その分をあらためて精算をして年度末に特別交付税で見ると、こういうことになっております。

○滝井委員 そうしますと、この法案の九条ですね。「地方公共団体が実施計画の円滑な実施を図るために行なう事業の実施に要する経費に充てるため起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとす。」とあるわけですね。これはどういう意味ですか。特にここに特別な配慮をする、こうなつたのですか。今のうちに、別に法律に書かなくても、炭鉱地帯においては起

債はやりまして、それから特別交付税もやりましてというならば、こんな条文は要らないわけですね。ところが特にわざわざ九条にこういうものを入れたというものは、何かその資金事情なり当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をする、こうなつておるわけですから、起債については何か特別な方法をやらなければならぬことになると思うのですが、これはどういう意味ですか。

○安井国務大臣 これは、今お話のございました通りでありまして、なるほどこの個条がなくても、起債のワケを広げるといふ場合があり得るわけでありまして。特にこうして明確に法律にうたつてあれば、さらに十分の措置をやるのに非常に都合もいいし、やりやすい、こういうことでもあります。

○滝井委員 これは既存の法令の範囲内であるから、そうすると九条というものは、今までもできたのだけれども、これがあつたとやういふから、こういうことであると、炭鉱の特殊性というものは出てこないわけですね。いろいろのことをやることになっておるのですけれども、前には、基準財政収入額の中からいろいろ措置したものについて、それは減額してあげましょう、こうなつておる。そして今度は、同時に起債についても特別に考慮を払いますよ、こうなつておるけれども、これでは具体的に一体産炭地以外と起債その他の処置がどう違ふのかというところがはっきりしないわけですね。地方財政計画にもそういうものは載つて、ことしの地方財政計画には、こういうものは載つていませんよ。これはほん

とうは、ああいうごたごたがなければもつと早く通つて、少なくとも実施されていく法律なのだけれども、もう少し何か具体的にきつと、こういう特別な配慮をやるのだというのを、今御答弁ができれば大蔵当局とも相談をされて、こういうことなのだというのを、あすでもつけようですが、一つまとめてもらいたいと思うのですが、どうですか。

○安井国務大臣 産炭地の特別施設の形がきまつておりませんために、個々のワケを特に名前をあげておられぬかもしれませんが、こういう条章があれば今後の起債のワケをふやします際に十分気をつけて、ことしならことしのうちにでも、まだこれからやるわけでございます。

○滝井委員 実は実施計画をいろいろお定めになるについては、大体六項目ばかりの具体的な項目がきまつておるわけですね。それを産炭地城振興審議会で見ると、そういうことになっておるわけなので、それでは、やはり起債の対象になつていくのは、これらのものと関連していくと思うのです。従つて、現在の炭鉱の実態から特別に起債について配慮するとか、あるいは、基準財政収入額から減額を配慮するというのは大体こういうものがあるのだというぐらゐのことは、自治省としては当然準備をされておかなければならぬと思うのです。ところがまだ何もわからぬから、それはできたあとの実態を見てからだ、こういうことになりまして、これはなかなかだと思ふのです。こういうものはやはり、政府は前向きな姿勢なのですから、具体的に、こういう場合には起債は特別配慮しますよ、こう

いう場合には基準財政収入額から減額をしますよという、一つ前向きな例示ぐらゐはしてもらふといふかぬと思ふのです。きょうそれが御無理なら、あすでけつこうですから、何か一つ大蔵省と話し合つてそういうものをお示し願いたいと思ふのです。

○木村(守)委員 関連質問をします。ただいまの質問のように、産炭地としての特別な交付税、特別交付税、そういう名前のものであればいいのですが、今までの答弁を聞いておると、一般の失業者が出たところの交付税、普通交付税と同じような手当しかしてないのじゃないかということですね。ところが産炭地では、それ以外に産炭地特有のいろいろ困る事象があるのです。たとえば、廃山になつたといふと電気を切つてしまふから、炭鉱だけなく、炭住一軒々の電灯も切れてしまふ。そういう場合には、これは役場や何かで特別の金を出してやつてゐるのです。そういうような産炭地特有のいろいろな問題があるのです。そういうようなものに対して、これは見ないのじゃないか。それを見ていなければ、ほんとに産炭地に対して手当をしたとは言えない。平衡交付金並びに特別交付金で見たとは言えないのじゃないかという質問の趣旨でありまして、私もそれに對しては同意です。そういうような特殊な事情がありますから、普通の失業者のあるところとはちよつと違ふと思ふのです。そういう点を十分に手当しなければ、産炭地に対して手当をしたとは言えない、そう考へるのです。その点、どうですか。

○安井国務大臣 先ほど、特別交付税

で八億程度の手当をしたと申しましたが、それがちょうど、大蔵大臣がお話しになりました七億九千何百万円というものに当たるわけでありまして。この内容は、鉱害の対策、緊急就労、特別失給、減税に伴う対策、それから生活保護、市町村のそういった、今木村委員が御指摘になりましたような点に対する補助、こういうものを具体的に補給しておるわけでありまして。ただ、これは三十五年でありまして、金額は少ないかもしれませんが、そういった線につきまして、三十六年度においても、これはできるだけ十分調査して手当をしたい、こう思っておるわけでありまして。

○滝井委員 今のことはよくわかりますから、もう一回、七億九千二百万円と起債の二億六百七十万円ですか、そういう内訳の算定の基礎ですか、そういうものと一緒にあず当委員会に出していただきたいと思うのです。そして同時に、今できれば十分御相談されて、六条、それから特に九条ですか、こういうところの具体的な配慮の例示を、こういうところだったら配慮されるだろう——これは産炭地の現状を大蔵大臣も通産大臣もごらんになっておるのですから、御相談してぜひ出していただきたいと思うのです。委員長、それをぜひやっていただきたい。過去の実績とそれに関連する特別の配慮、それから、基準財政収入額から減額するような具体例をぜひ出していただきたい。

○有田委員長 自治省、どうですか、あす出すという御回答ができますか。

○安井国務大臣 なるべく早く、あす出すようにできるだけ努力したいと思っております。

○滝井委員 では、次に移ります。産炭地のこの法律に関連して、調査費が三千万円出しておるわけです。これがばらまかれた実態を見ると、あそこ百万円、あそこ五十万円というように、スズメの涙ほどの金ばらばらとばらまかれておるわけです。これではなかなか本格的な調査が進まぬことになる。やはり、大臣ごらんの通り荒廃した国土になっておるわけですから、これをやるためには相当優秀な人を集めて、そこにおける立地条件等の再検討が必要なのではないかと。ところが、福岡県あたりを見ると、県の企画室でやっておりますけれども、しかし、こういった問題についてももう少しお金を入れて、やはり優秀な技術者、そういう調査の専門家等が国があつて送って送り込んで、ほんとうに荒れた地帯の調査をやつて、そうしてすみやかに、二年といわず、一年くらいで、ここは何をやるといふ、こういう形を作ることが必要だと思ふ。これはあとはわずかで済みますから、あるいは三千万円でお茶を濁すことができるかもしれないけれども、これはとても三千万円くらいではどうにもならぬと思うのです。この点については、ある人は、これは十億くらい出してもらわなければいかぬという意見もあるくらいなんです。こういうことは、この法律ができて、結局産炭地を欠くことになる。通産大臣は、現地を見て、こういう点はどうお考えになるのか。三千万円くらいではとてもだめなんです。

○佐藤国務大臣 三千万円は調査費だそうでありまして、調査費でありますので、これは年度内に使つて調査しておるわけです。先ほど来いろいろお話が

ございましたが、振興審議会というものを作っております。その振興審議会において十分議を練つて、いわゆる官僚の独善にならないような対策を立てることになっておるうちに私は記憶しております。審議会の内容等は、事務当局から説明させることにいたします。

○今井(博)政府委員 審議会は、現在各地方の部会、すなわち、産炭地の九州に一つ、その他の産炭地の一つずつ設けまして、今地方の部会でおおむね四、五回くらい開きまして、これを十一月には東京に持ち寄つて、非常に緊急を要する問題についての方針、それから今後の産炭地全般についての基本的な方向という問題にしばつて、答申していただくという予定になっております。従つて、先ほどからお話が出ておりました実施計画云々についての問題は、一応各地方でそれぞれ今案を持つておりますけれども、どういう実施計画についてどうするということにつきましては、やはり全体がまとまらないと、今日自治省がどうするという方針は立てにくいのではないかと。三千万円という数字は、現在一応、本年度としては筑豊の地区に重点を置いて、一番緊急を要するという地区から始めましたので、従つて、全体の各地方々々には若干金額が少ないという不満はございますが、これはやはり相当時間をかけてこれからやりますので、来年度は相当な調査費をいただいて、十分な調査をしたいということでありまして。

○滝井委員 今時間をかけてとおっしゃるけれども、これは二年間にやるわけですね。二年くらいで調査して、その結論によつてやるかやらぬかというわけでしょう。この五年の時限立法の

中で二年調査にかけるのですから、そんなものは死んでしまいますよ。米年も調査費を要求してやる、これでは三千万円に間に合わないわけですよ。実はこういうものはすつと一億や二億くらい出して、あらゆる衆知を集めて、すみやかに結論を出すことが必要なんです。やはりこういうものは、徹夜するくらいに緊急性が私は必要だと思ふ。緊急事態だから、政府はいろいろ緊急対策を出しになっておる。普通の事態なら、普通の状態で年々百万円か二百万円の調査費をちびちびやつて、どこの水を、ダムをどうしようか、筑豊をどうしようかという調査ができる。ところが、あの事態ですから、これは間に合わない。だから、あなた方三千万円の要求ではなかつた、相当要求しておつたが、削られて三千万円になった、こういうことで、三千万円になったらしやうがない、この法律を出しておこうかというので、この法律が出てきたので、故事来歴を言えばさうです。三千万円ついたので、法律を出さなければしょうがないということだった。しかし、いよいよよとなつたら、そういうわけにはいかないことになつてきた。だから、三千万円ということでは少ないので、すみやかにこれはやる必要があると思うのですがね。

○佐藤国務大臣 私からお答えいたしますが、ただいま御審議をいただいております法律、これはちよつと最近の事情にも合わない点があることは、先ほど来御指摘の通りであります。私が考えることでございまして、この法律案が出て、前国会で成立しておれば、あるいはただいまのような議論もな

かった。不幸な事態が起きて、その後事態が、まただんだん進んでおるというところであります。前回の予算が成立して、その予算執行のために作られた法律が成立を見ておらないのでありますから、とりあえずは、本年の問題は本年の問題としてぜひ片づけたい。法律の成立を強くお願いする次第でございます。先ほど来、また今までもこの特別委員会御審議をいただいておりますように、恒久対策としての具体案等は、なお予算要求とも関連しております。具体化しておらない状況でございまして、そういう点も御理解賜りまして、今回の三十六年度予算執行に必要なものとして、ぜひとも急に御賛成賜るようお願いいたします。

○多賀谷委員 誤解があるようですが、審議会は別になつておるのですよ。審議会は、通産省設置法の一部改正で、ことしの三月三十一日に通過したので、審議会の予算は別です。この法律がなくても、三千万円つておるのですから、これは別なんです。これは誤解のないように……何かわれわれの責任のようによつておるが、国会の責任じゃないですよ。もうすでに三千万円使つておるのです。ですから、別個なんです。しかし、私の言うのは、少なくともこの法律がこういうような状態になつておるのですから、審議会の中間答申くらいは、この法律が再度提案される臨時国会前くらいにすべきじゃないかと思ふのです。さうすれば、われわれが受けて立つて、悪いところは直すのだけれども、大臣が不満足であるというふうな状態では、われわれど

うもこれをそのまま修正もせずして通すというのは不本意ですけれども、しかし、今言っているのは調査費の予算の増額です。どうですか。

○佐藤國務大臣 実情を知らなかったもので、大へん申しわけございません。そこで、審議会に至急に答申を出してもらうように、私も督促したいと思っております。ことに、私も現地調査を終えて、なまなましい印象の際に、ぜひとも審議会が具体案を答申するようになり、これはさらに督促するつもりでございます。また、自治大臣も近く行かれるようでございますから、その点もあわせて、いましばらく時間をかけていただくことをお願いしておきます。

○滝井委員 従って、今多賀谷君が御指摘のように、周密な計画をやらうとすれば、三千万円の金がばらばらとばらまかれてしまったわけです。そして、五十万とか、百万とか、百二十万とかついでやつておるわけです。ところが、そんなものでは、ほんとうにこのダムが合理的に能率の上がるものか、これを使つたならば一体産業が興るかどうか、そのダムに関連する全般的な調査というものが、なかなかうまくいきかねる。また来年の予算を待たなければ、ことはこれで予算が終わるから調査は終わりだ、こういうことになってしまふ。そこで、この調査費というものを、速急にやはり補正予算か何かを組んで、そしてしりをたたいてもらつて、審議会の方は馬力をかけてもわなければならぬというのが、われわれの主張ですよ。誤解があつたようでございますが、ぜひそういう形にしたいと思ふ。そうすれば、この金は早く生じる。それを、二

年も三年もかかつて出てきた結論で、これから実施計画を立ててやりまうというのでは、死のうとしておる病人には間に合わないということを私は指摘しておる。今度見た現実から、少なくとも一年くらいでも繰り上げてやつてもらいたい。これがわれわれの主張です。これは石炭局長も大蔵大臣もわかりのことと思ひますが……。

○水田國務大臣 さつき例示の問題が出ましたが、結局、この事業の実施に必要な経費に充てるために起債をやる必要があつた場合は、法令の範囲内で特別の配慮をするというのが、例示ということ、私の方でむずかしいのは、さつき言われておりますように、今この審議会が開かれて、どういう仕事をやるかということとをきめておるところでございますので、それについて、たとえばこうとかああとか言うのがなかなかむずかしいから、例示は一つかんべん願つて、今きめてきた仕事を適當と思はれるという答申があつて、それを、計画を立ててやるということについて、起債をどうするかというものは、この法律を通していただければ、今われわれ特別の配慮をすると言つてゐるのですから、これは特別な配慮をいろいろな形でいたしますので、ちよつと例示されないと困るというところは、要求されても、あしたまでに私の方で例示をして持つてくるということにはむずかしいと思ひます。この点は御了承を願ひたいと思ひます。

○滝井委員 例示と言つたのは、四条件をこらになつて、実施計画に定める事項がずつと書いてあるわけですから、これは相當具体的です。炭鉱地帯における石炭の需要の拡大とか、鉱工業等の

振興による雇用の拡大に関する事項などというものは、大体炭鉱地帯からいろいろ出てきてゐるのですよ。こういう仕事、こういう仕事というものが出てきてゐる。非常に具体的に出てきてゐる。たとえば耐火レンガを作るとか、具体的に出てきてゐるのですよ。だから、その出てきてゐるものについてやはり検討してみても、大体こういうようなものというところで、その通りやになつてもいいんですが、一応御検討になつて、どうしてもできないければ、これはやむを得ないと思ひますけれども、一応お互いに誠意のあるところでやつていただきたいと思います。

時間がありませんから、あと二点で終わりますが、もう一点は、これは両大臣に非常に真剣にあらになつていただいた、あの炭住の問題です。あの炭住は二通りある。一つは、整頓事業団が買い上げて、そして、雨が降つても行くところがないので住んでゐる炭住と、それから、依然として鉱業権者が売らずに持つていて労働者を置いてゐる炭住と、こういう二通りある。ところが、労働者は、これは家賃がよう払えぬから、事業主も修理も何もしないのです。住宅を作るまでの間は、寒い冬でもあの炭住の中に置いておくというものは、これは気の毒だと思ひます。離職者は背金会というものを作つてゐる。なぜかというところ、さいぜん佐藤大臣が言つたように、雨が漏り、そして夜、月が出れば、座敷の中からこういうところ月が屋根越しに見える。こういうことですか、一体あの処置を、因としては、事業団の持つてゐるものと事業主の持つてゐるものと、処置は違ふでしょうが、緊急な措置とし

てこれをどうするかということです。住宅を建てる前に、あれを一体どう処置するかの方が、私は先だと思ひます。それでは、これを市町村に譲り渡したらよからうという意見がある。これは市町村は受けません。なぜならば、受ければ、これの維持、管理が大へんです。だから市町村は、これは無料でやると言つても、よう受けない、こういう問題があるわけです。そこで、政府としては、あれだけの放置されておる住宅、しかも、その放置された住宅には人が住んでおるといふ、この住宅の対策を、私は一番緊急な対策として、新しく家を建てる前にやる問題だと思ひます。これを一つお考えを承りたい。

○佐藤國務大臣 あれは、あのままほつておいてはいかぬ。今滝井さんの言われるように、市町村に無料で作ると言つても引き受けぬかも知れない。また、事業団の事業計画といひますか、許可の範囲から見ると、できないことはほつてはおけません。しかし、これは二、三日かしていただければ、対策は立ちはいかないと思ひます。何か手を打たないことには、あのままほつておくわけにはいけません。ことに、私も見ないうちならともかく、見てきて、あのままにしておくわけにはいきません。これはもう少し工夫させて下さい。

○滝井委員 大臣の責任ある御答弁で、非常に満足いたしました。見ていただいたので、見ただけのことは、ぜひしていただきたいと思ひます。それからもう一つ。きょう緊急対策で、金融の問題とそれから離職者の問題を出してきたわけですが、緊急対策

がもう一つ落ちてゐる。それは運賃をどうするかという問題です。国鉄の運賃の問題です。これは政府が、緊急対策の三つのうちのひとつとしてお出しになつたわけですが、これが、佐藤さんのさいぜんの御説明の中に落ちておつたのです。この運賃の対策はどうなるでしょうか。

○佐藤國務大臣 運賃問題は、まだ進んでおらないというのが結論でございます。ただいままで検討しておりますところは、前内閣で閣議決定をしておりますから、その閣議決定通りやることとが、どういふわけでやれないか、その点を事務的に検討しておる段階でございます。いまして、まだ結論が出ておりません。

○滝井委員 この前の答弁、それからまた進みましたけれども、一応今の御答弁の中で、この前実施した、いわゆる担保をもらつて、そして支払いの繰り延べをやる、これが一体どうして実施できないのか。担保がないのだからというふうな推定もお互いにしたわけですが、大体この結論が出るのは、どの程度の日にかかりますか。

○佐藤國務大臣 そう長くかかるわけでもないと思ひます。いろいろ折衝をしておつて、まだ意見の一致を見ないものもございまして、けれども、これもいつまでも長くほつておけるものでもございせんか、そのうち結論が出てくる、かように思ひます。

○多賀谷委員 私は、この際、三池の離職者対策——組合も、また政府にも、非常に努力していただいたのですが、その実績をお話して、参考に供してもらいたい。これは石川労働大臣も約束になつて、政府としても、かなり熱

を入れておやりになったことを、われわれは認めるわけです。また、組合の方も非常に努力をいたしました。しかし、こういう結果しか出てないのです。それは、千百七十六名のうちで、雇用関係として就職した者が四百五十二名、それから企業組合、要するに、これは建材であるとか、タクシー会社であるとか、あるいは燃料——石油コンロとプロパン・ガスをお互いにやる、それから養豚の農場をやる、こういうグループに分けてまして、企業組合を組織した諸君が三十名、それから自営業をやった者が三十六名、要するに、五百十八名がちゃんとした、いわば就職をしたのです。しかし、雇用関係の四百五十二名というのは、ほとんどが中小企業であります。ですから、非常に低賃金のところで働いておるという状態です。そのほかは、現在職業訓練所に入っているものが三百七十七名。しかし、これはかなり年令が高い層になっている。ですから、今までのように訓練所から出たら就職がすぐあるかどうかということが、非常に問題の人々です。それから、自分で何とか開拓しなければならぬというのが四十七名。その他まだ就職待機者が七十四名で、転出したものが七十五名という状態ですが、いかに就職がむずかしいかということ——企業組合を実は組合の方で一生懸命努力したのですけれども、結局うまくいかないのです。そうして、三十名ですが、その三十名のために労働組合でみずから貸した金が現在において二千三百万円、本人たちの退職金を集めたのが千二百四十万円、そのほかに、農場については、まだ一千万円資金を組合が融資してやらなければならぬという状態です。ですから、就職が困難であるし、また、三千三百万円も、借金を負うた三池の労働組合がみずから融資をしてやらなければならぬという状態では、今後出てくる失業者の離職対策というのはなかなか困難ではないかと思う。ですから、一つよく参考にしていただいて、抜本的な対策をお願いしたい、かように思うわけです。

○有田委員長 次会は、明二十五日午前十時より理事会、理事会散会后に委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時三分散会